

# 第3期

## 須賀川市子ども・子育て支援事業計画

2025(R7)年度～2029(R11)年度



須賀川市立長沼こども園開園式

2025(R7)年3月

須賀川市

この計画では、年数を「西暦（略称和暦）年」で表記しています。

例：2024(R6)年12月

なお、略称和暦は「S=昭和」「H=平成」「R=令和」を示します。

## 第2章及び第5章のデータについて

この計画では様々なデータを掲載しています。各種データの出典元は以下のとおりです。

第2章 須賀川市の現状と課題	
1 人口・世帯・人口動態等	住民基本台帳、国勢調査、福島県現住人口調査
2 こどもと子育て家庭を取り巻く状況	住民基本台帳、国勢調査、福島県現住人口調査、人口動態保健所・市区町村別統計
3 教育・保育施設	教育要覧、事業所管課集計
4 地域子ども・子育て支援事業の状況	事業所管課集計
5 子ども・子育てに関する実態と意向	子ども・子育て支援に関するニーズ調査、こどもと子育て家庭の生活実態調査
第5章 子ども・子育て支援事業計画	
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び提供体制	事業所管課集計

## 「こども」の表記について

この計画では、『「こども」表記の推奨について』（令和4年9月15日付内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室）に示された判断基準に基づいて表記しています。

### 「こども」表記の判断基準について

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
  - ① 法令に根拠がある語を用いる場合  
例：公職選挙法における「子供」  
子ども・子育て支援法における「子ども」
  - ② 固有名詞を用いる場合  
例：既存の予算事業名や組織名
  - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合  
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和4年6月7日閣議決定））

ともに育て支えあい  
こどもが夢を描けるまち  
すかがわ の実現を目指して



時代の変化とともに、本市を取り巻く環境や地域の課題、市民のニーズが変わる中で、新たな社会に的確に対応していく必要があります。特に、こどもや子育てに関しては、少子高齢化の進行や働き方への意識が大きく変化し、全てのこどもと子育て家庭を社会全体で支えるための支援が求められています。

国においては、2015(H27)年に子ども・子育て支援新制度、2019(R1)年に幼児教育・保育の無償化がスタートしており、2023(R5)年には「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の「まんなか」に据えて強力で推進しています。

本市では、これまで第1期及び第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、公民連携による施設の再編や保育士等の人材確保などにより待機児童の解消に努めるなど、こどもの健やかな成長と保護者の子育てを支援する施策を総合的に推進してきました。

第3期計画では、第2期計画に引き続き「ともに育て支えあい こどもが夢を描けるまち すかがわ」の理念のもと、一人ひとりのこどもをまんなかにおいた取組を進めることとしています。

特に、ヤングケアラーへの支援など、社会環境の変化に応じた多様なこどもへの支援を一体的に進めるとともに、安心して子育てができるよう情報提供や相談体制を充実させ、みんなで子育てを支援し、支え合うことができる環境づくりに取り組んでまいります。

今後も引き続き、市民の皆様と行政が情報を共有し対話を重ねながら、本計画の実現に向けて協働・連携を図り、各種施策を進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提案をいただいた市民の皆様をはじめ、ご審議いただいた須賀川市子ども・子育て会議の委員並びに関係機関の皆様にご心から感謝申し上げます。

2025(R7)年3月

須賀川市長 **火寺正晃**

# 目次

第1章	計画策定に当たって	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け、法的根拠	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	策定体制	4
6	SDGs の理念の反映	5
第2章	須賀川市の現状と課題	
1	人口・世帯・人口動態等	6
2	こどもと子育て家庭を取り巻く状況	10
3	教育・保育施設	12
4	地域子ども・子育て支援事業の状況	17
5	子ども・子育てに関する実態と意向	21
第3章	子ども・子育て支援の基本的な方向性	
1	基本理念	35
2	子ども・子育てを取り巻く現状と課題、施策の方向性	36
	施策1 幼児教育・保育の充実	36
	施策2 子育て支援の充実	36
	施策3 妊産婦とこどもの健康管理の充実	36
	施策4 こどもの人権の尊重と安全・安心を守る	37
	施策5 こどもの貧困対策	37
3	基本視点	38
4	施策の体系	39
5	家庭・子育て支援を行う事業者・地域社会・行政の役割	40
第4章	子ども・子育て支援施策の推進	
	施策を実現するための事業・取組一覧表	41
	施策1 幼児教育・保育の充実	46
	施策2 子育て支援の充実	47
	施策3 妊産婦とこどもの健康管理の充実	50
	施策4 こどもの人権の尊重と安全・安心を守る	51
	施策5 こどもの貧困対策	53
第5章	子ども・子育て支援事業計画	
1	教育・保育提供区域の設定	55
2	サービス区分の概要	56
3	教育・保育ニーズ量の見込み及び提供体制	58
4	地域子ども・子育て支援事業の見込み及び提供体制	62
第6章	計画の進行管理	
1	計画の推進体制	73
2	進捗状況の管理	74
3	関係機関等との連携	74
資料編		75

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景

本市の人口は、2005(H17)年度の80,364人をピークにその後は減少し、2024(R6)年度は73,386人となっており、年少人口、生産年齢人口の減少が進む一方で、老年人口の増加は緩やかに進んでいます。

少子化が進む一方で、共働き世帯の増加、核家族化の進行など、保育を必要とするこどもが増加しています。また、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下し、こどもを産み育てることに不安を持つ親が増えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、不安や孤立感に対する相談体制の充実が求められています。

国では、2012(H24)年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法<sup>\*</sup>を成立させ、2015(H27)年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」を開始させました。

これを受け、本市では、2015(H27)年3月に「須賀川市子ども・子育て支援事業計画」を、2020(R2)年3月に「第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの健やかな成長と保護者の子育てを支援する施策を推進してきました。

この間、国では、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、2023(R5)年4月に「こども家庭庁」を発足し、また、2024(R6)年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることや、働いていなくてもこどもを保育所(園)などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設などが示されました。

また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体などの支援の対象とすることが明記され、これまで実態が不透明だったヤングケアラーに対しても、国を挙げて支援することとなりました。

さらに、犯罪や事故などにこどもが巻き込まれる事例が後を絶たず、こどもの安全・安心を守るためには、家族・地域社会の見守りやこども自身が守る力を身につけるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となっています。

このような状況の中、本市では、「第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が2025(R7)年3月31日に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、各計画と連携しながら、社会情勢の変化に対応した子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、「第3期須賀川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

※本文中「\*」のある用語についてはP.79以降に解説があります。

## 2 計画の位置付け、法的根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」であり、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み（ニーズ量）」及び、量の見込みに対する「提供体制（事業内容や供給量、実施時期）」を定めるものです。

また、本市の子ども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めるため、第2期計画に引き続き、「次世代育成支援対策行動計画」、「放課後児童対策の推進に関する行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の内容も包含した計画です。

上位計画である「第9次総合計画 須賀川市まちづくりビジョン2023」の実現を目指した子育て分野の具体的計画であるため、他の関連計画との整合性も図りながら、施策を推進していきます。

### (1) 次世代育成支援対策行動計画

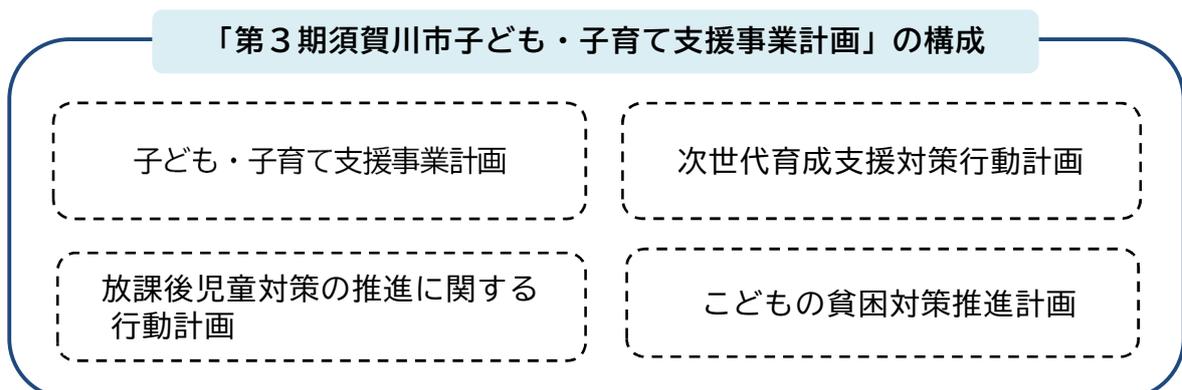
次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく計画です。同法が2024(R6)年5月に改正され、同法の期限が2035(R17)年3月31日までとされたことから、次世代育成支援に向けた対策について定めます。

### (2) 放課後児童対策の推進に関する行動計画

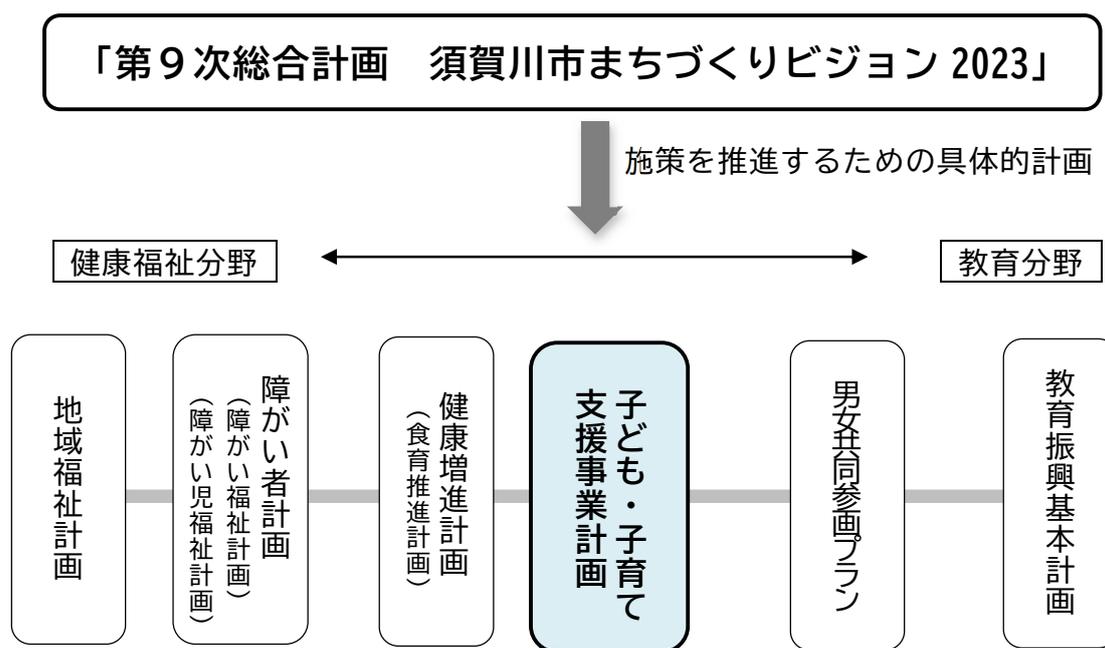
2024(R6)年3月29日にこども家庭庁と文部科学省の連名による「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」に基づく計画です。2024(R6)年3月31日で新・放課後子ども総合プランが終了しましたが、2024(R6)年度以降の取組を進める上で配慮する事項として放課後児童対策パッケージに基づく対策などが示されたことから、放課後児童に向けた対策について定めます。

### (3) こどもの貧困対策推進計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく計画です。同法が2024(R6)年9月に改正され、市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めることが努力義務となったことから、同法に基づき国が定める大綱などを勘案し、こどもの貧困の解消に向けた対策について定めます。



計画の位置付け、関連計画



### 3 計画の対象

この計画は、生まれる前からおおむね18歳未満の子どもとその家庭に加え、子育て支援を行う事業者、企業、地域住民・団体などを対象とします。

### 4 計画の期間

この計画は、2025(R7)年度から2029(R11)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や子ども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、保育需要の変化などに合わせ、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

2015(H27)～2019(R1)年度	2020(R2)～2024(R6)年度	2025(R7)～2029(R11)年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     須賀川市 子ども・子育て 支援事業計画                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     第2期須賀川市 子ども・子育て 支援事業計画                 </div>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     第3期須賀川市 子ども・子育て 支援事業計画                 </div>

## 5 策定体制

### (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設などの利用に関する意向、その他の実情を把握するため実施しました。

- ① 調査期間 2024(R6)年7月19日～2024(R6)年8月6日
- ② 調査方法 保育施設・学校などを通じ依頼文を配布し、WEB回答
- ③ 調査対象及び回答状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者全員	2,779人	698人	25.1%
小学1～5年生児童の保護者全員	3,139人	579人	18.4%

### (2) こどもと子育て家庭の生活実態調査

生活困窮家庭の実態調査と教育やこどもの将来に対する考え方の傾向の把握、ヤングケアラーの実態を調査するため実施しました。

- ① 調査期間 2024(R6)年7月1日～2024(R6)年8月6日
- ② 調査方法 学校を通じ依頼文を配布し、WEB回答
- ③ 調査対象及び回答状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
小学6年生児童、中学3年生生徒全員	1,320人	1,274人	96.5%
上記の保護者全員	1,320人	576人	43.6%

### (3) 須賀川市子ども・子育て会議による審議

計画の策定に当たり、子育て当事者などの意見を反映するとともに、こどもを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民やこどもの保護者、学識経験者、子育て支援を行う事業者の代表者、関係行政機関の職員などで構成する「須賀川市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

### (4) パブリックコメント\*の実施

2025(R7)年2月～2025(R7)年3月に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

## 6 SDGs の理念の反映

SDGs(持続可能な開発目標)とは、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的な取組として推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際社会の共通目標です。

「第9次総合計画 須賀川市まちづくりビジョン2023」では、各政策・施策を SDGs の定める17のゴールと関連付けるまちづくりを進めているため、この計画においても次の7つの目標を実現するための施策を推進します。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保できるよう、きめ細やかな支援策が求められます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【目標4】すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、福祉を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【目標11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

和訳参照 目標：外務省

自治体行政の果たし得る役割：一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター『私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）

～導入のためのガイドライン～

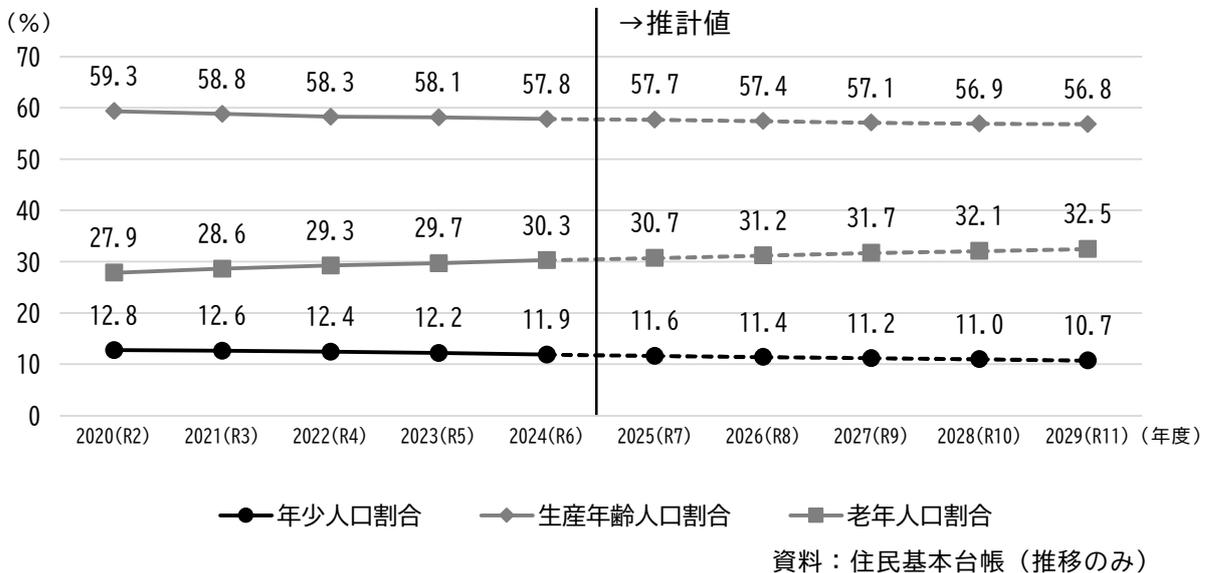
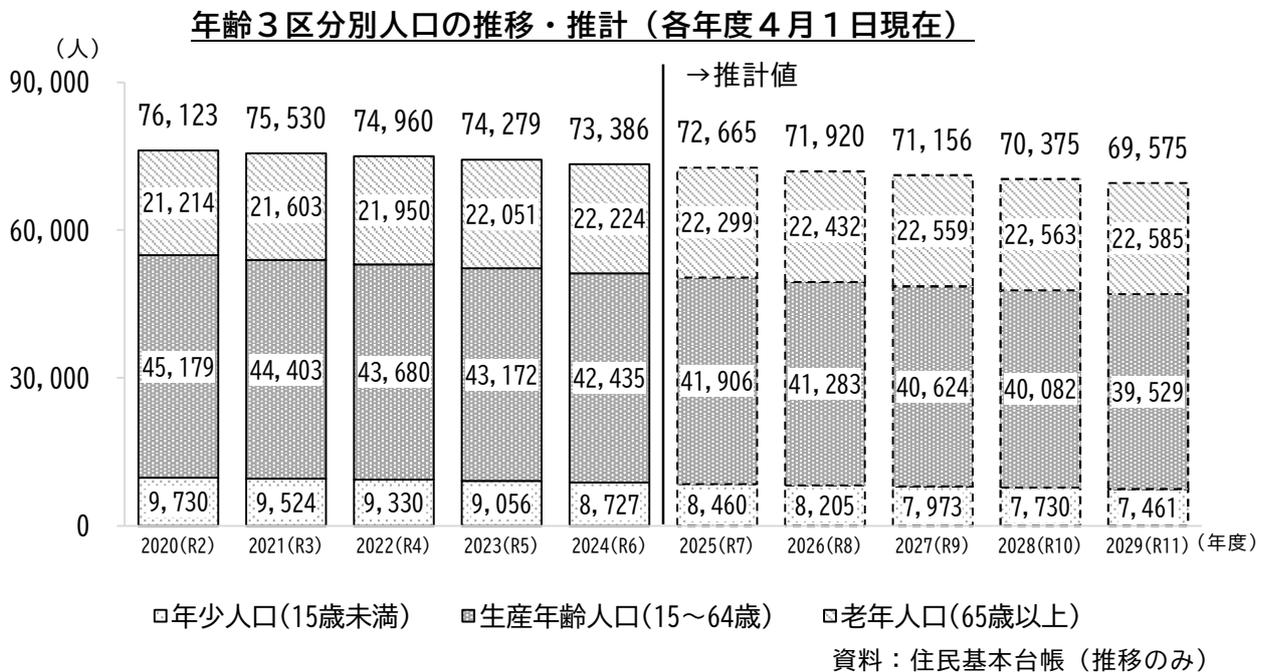
## 第2章 須賀川市の現状と課題

### 1 人口・世帯・人口動態等

#### (1) 人口・年齢3区分別人口

2024(R6)年度の人口は73,386人で、第2期計画の初年度である2020(R2)年度と比較すると2,737人減少し、年少人口と生産年齢人口が減少している一方で、老年人口は増加しており少子高齢化が進んでいます。

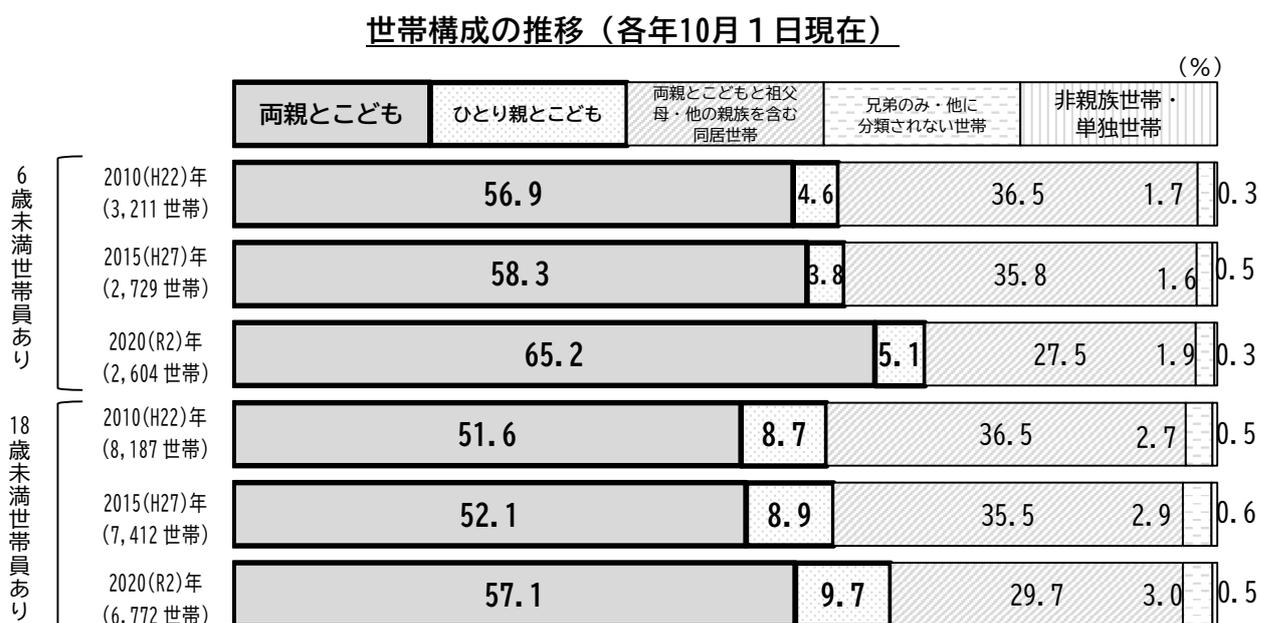
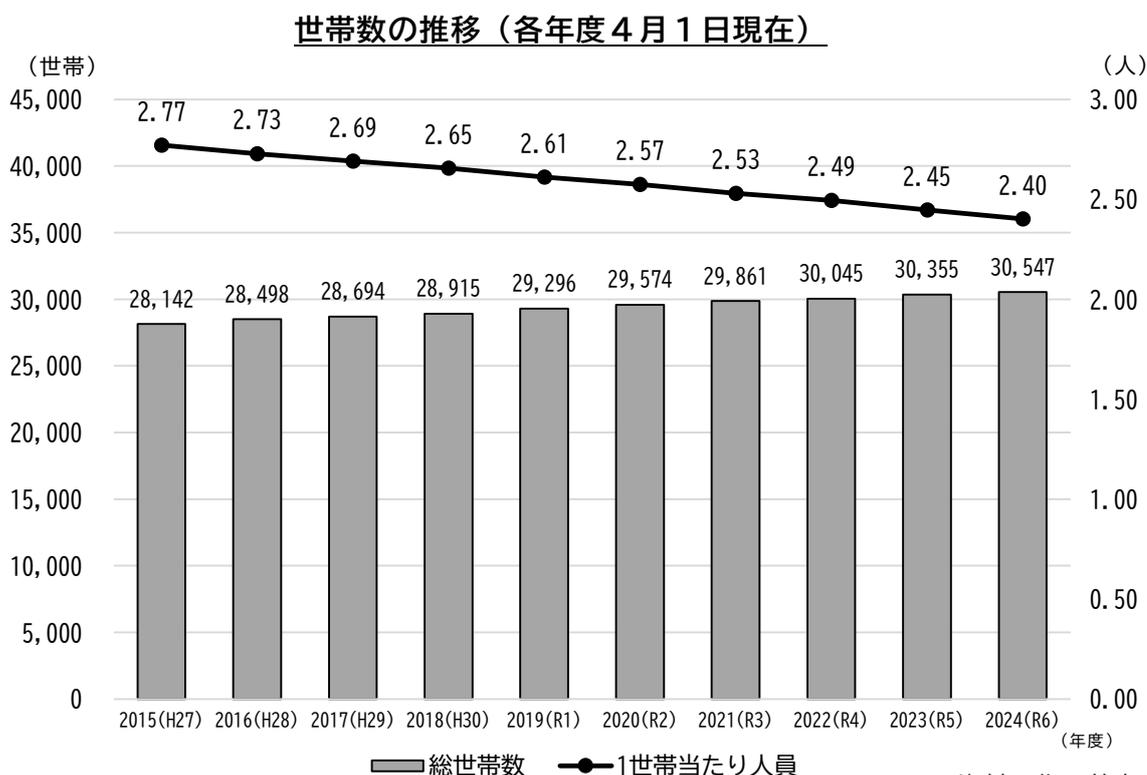
また、この計画の教育・保育ニーズ量などの算出の基礎とするため、住民基本台帳人口を用い、コーホート変化率法\*により、2025(R7)年度から2029(R11)年度の推計人口を算出しました。これによると、計画最終年度の2029(R11)年度には人口は69,576人となり、少子高齢化の傾向が続くものと推測されます。



(2) 世帯数・世帯構成

2024(R6)年度の世帯数は30,547世帯で、2020(R2)年度と比較すると973世帯増加していますが、1世帯当たりの人数は2.40人で、2020(R2)年度と比較すると0.17人減少しています。

世帯構成については、親と子どもから成る核家族世帯の割合が最も多く、総世帯に占める割合も2015(H27)年度と比較すると増加しています。



(3) 人口動態

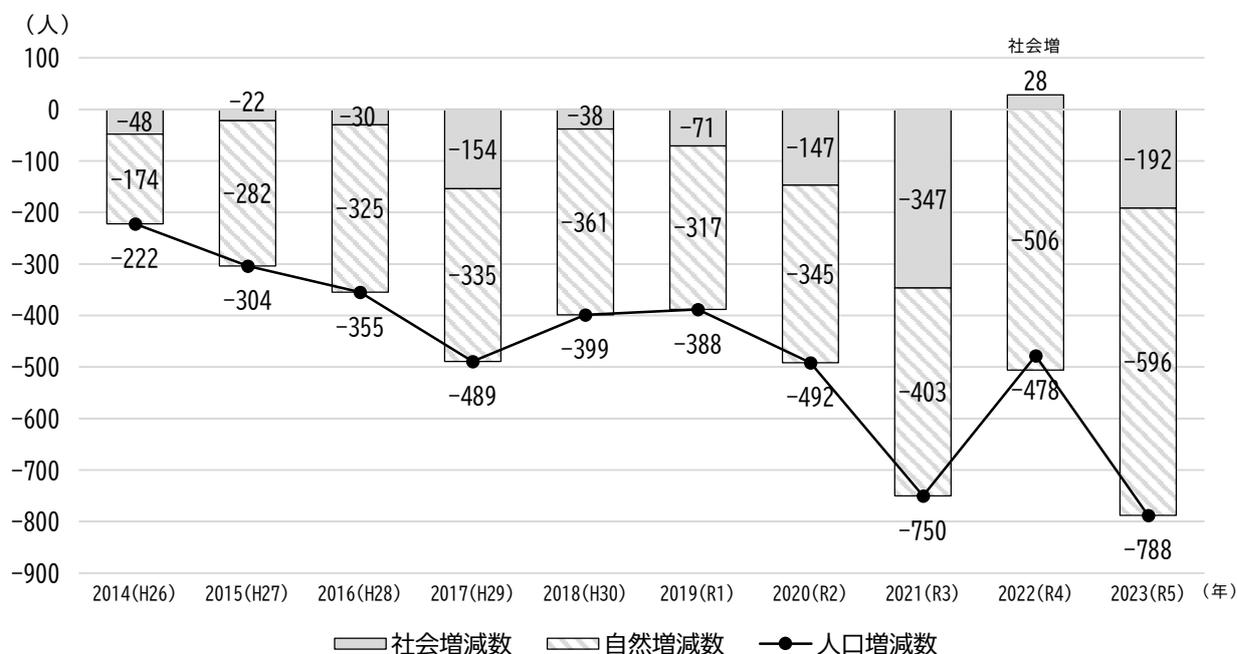
2023(R5)年の人口増減数は788人の減少で、2020(R2)年から2023(R5)年までの間、合わせて2,508人減少しています。2022(R4)年に一時は社会増に転じましたが、自然減と社会減の傾向が続いています。

自然動態及び社会動態の推移（各年1月1日～12月31日）

単位：人

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
転入	2,115	2,219	2,335	2,254	2,371	2,368	2,062	1,952	2,201	2,110
転出	2,163	2,241	2,365	2,408	2,409	2,439	2,209	2,299	2,173	2,302
社会増減数	△48	△22	△30	△154	△38	△71	△147	△347	28	△192
出生	624	575	552	542	572	508	514	452	457	393
死亡	798	857	877	877	933	825	859	855	963	989
自然増減数	△174	△282	△325	△335	△361	△317	△345	△403	△506	△596
人口増減数	△222	△304	△355	△489	△399	△388	△492	△750	△478	△788

資料：福島県現住人口調査

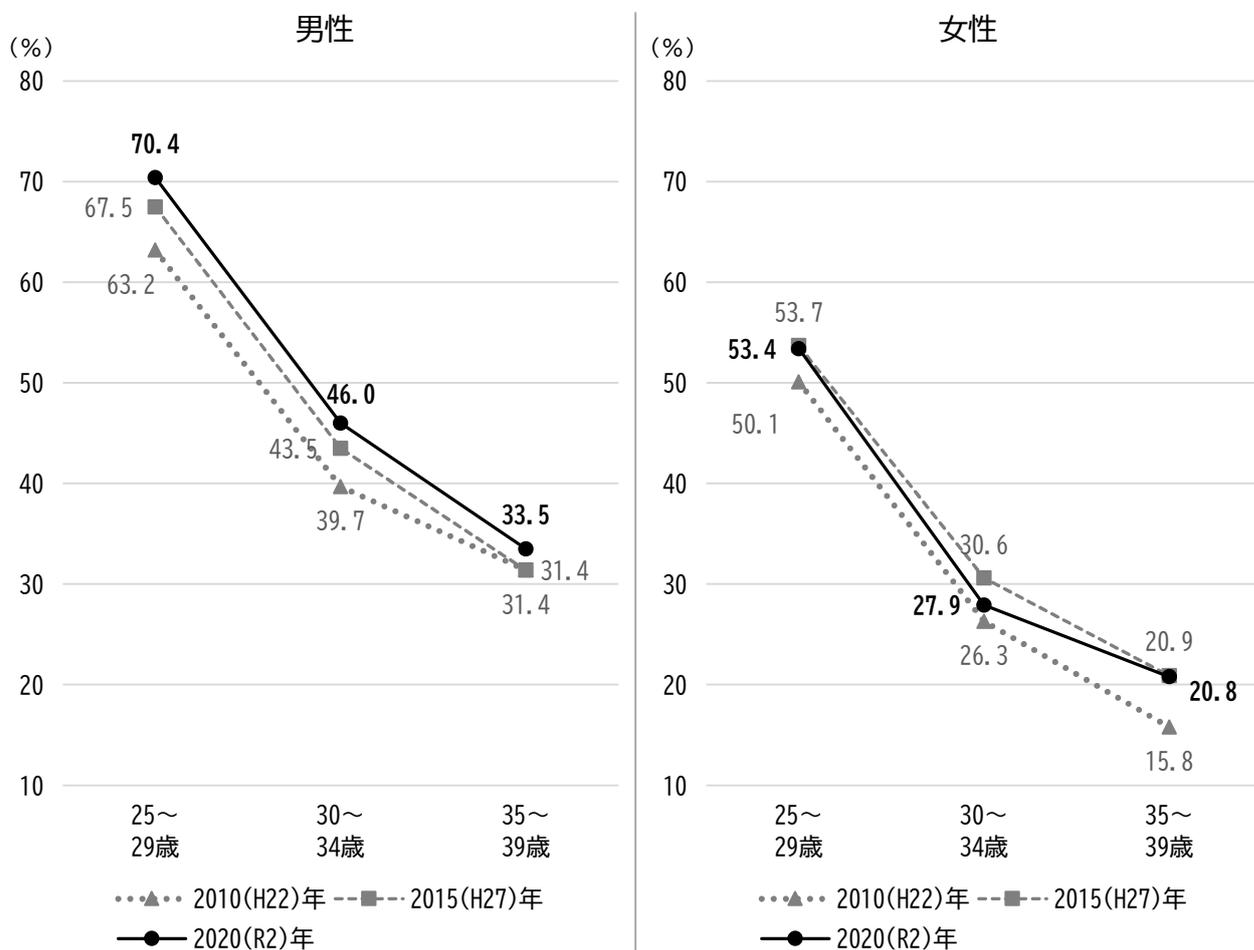


資料：福島県現住人口調査

## (4) 未婚率

2020(R2)年の25～39歳の未婚率は、男性が全ての年代で上昇しており、25～29歳男性が最も上昇率が大きく、2015(H27)年と比較すると2.9ポイント上昇しています。

男女5歳階級別未婚率の推移（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

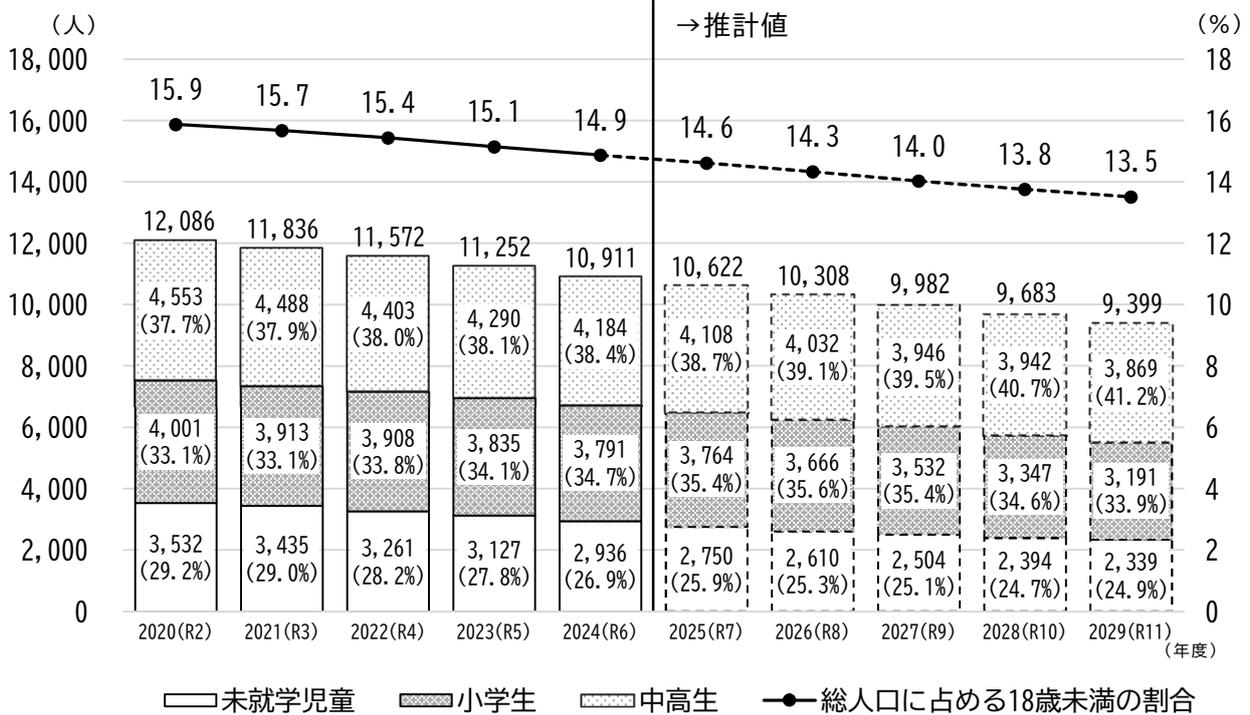
## 2 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

### (1) 18歳未満の人口推移

2024(R6)年度の18歳未満の人口は10,911人で、2020(R2)年度と比較すると1,175人減少しており、総人口に占める割合も2024(R6)年度は14.9%で、2020(R2)年度と比較すると1.0ポイント減少しています。

また、住民基本台帳人口を用い、コーホート変化率法により算出した2025(R7)年度から2029(R11)年度の推計人口によると、計画最終年度の2029(R11)年度には18歳未満の人口は9,399人となり、少子化の傾向が続くものと推測されます。

18歳未満人口の推移・推計（各年度4月1日現在）



資料：住民基本台帳（推移のみ）

未就学児童の年齢別人口推計（各年度4月1日現在）

単位：人

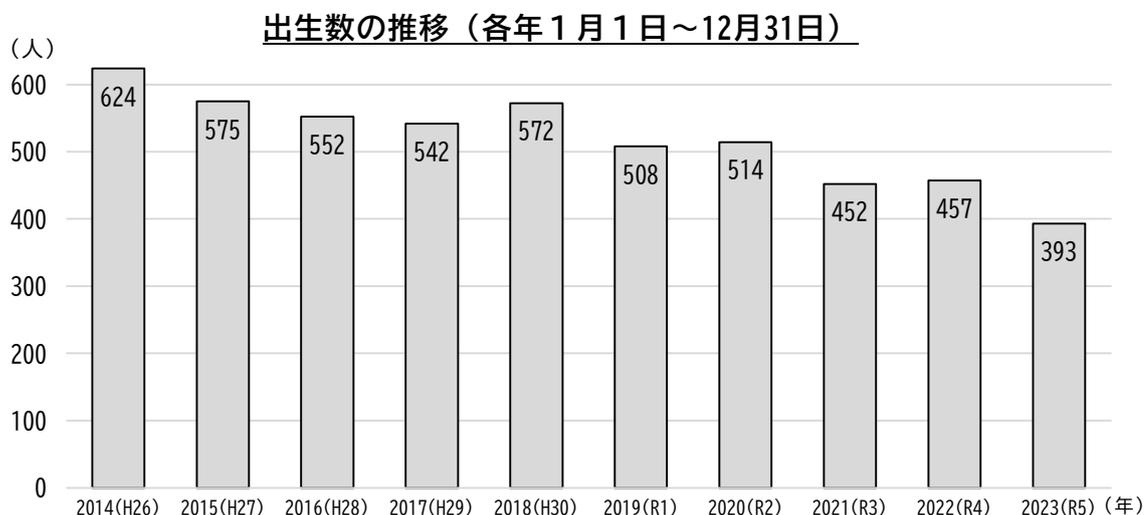
年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
2025(R7)	388	408	422	487	500	545	2,750
2026(R8)	380	398	412	426	492	502	2,610
2027(R9)	370	390	402	417	431	494	2,504
2028(R10)	361	380	393	406	421	433	2,394
2029(R11)	353	371	384	398	410	423	2,339

資料：住民基本台帳を基に推計

(2) 出生数・合計特殊出生率\*

2023(R5)年の出生数は393人で、2020(R2)年と比較すると121人減少しています。

また、2018(H30)～2022(R4)年の合計特殊出生率は1.44で、2013(H25)～2017(H29)年と比較すると0.05ポイント減少しています。



資料：福島県現住人口調査

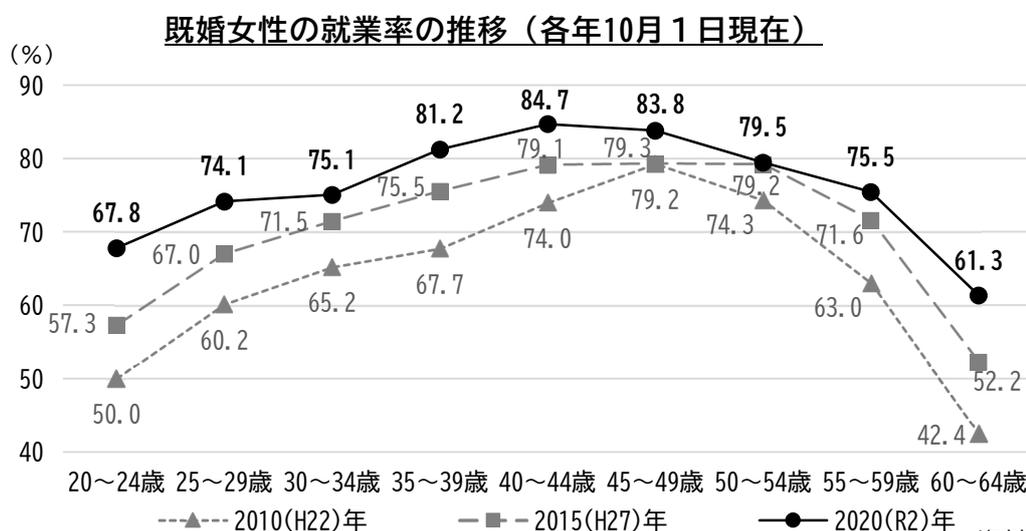
**合計特殊出生率の推移**

	2003(H15)～ 2007(H19)年	2008(H20)～ 2012(H24)年	2013(H25)～ 2017(H29)年	2018(H30)～ 2022(R4)年
<b>須賀川市</b>	<b>1.56</b>	<b>1.49</b>	<b>1.49</b>	<b>1.44</b>
全国平均	1.31	1.38	1.43	1.33
福島県	1.52	1.48	1.56	1.37

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

(3) 既婚女性の就業率

2020(R2)年の既婚女性の就業率は、2015(H27)年と比較すると全ての年代で上昇しており、20～24歳は最も上昇率が大きく、10.5ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

## 3 教育・保育施設

## 主な施設概要

<b>保育所（園）</b> <0～5歳> 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、保育を提供する施設です。	<b>小規模保育施設</b> <0～2歳> 家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を提供する施設です。定員は5～19人。	<b>認定こども園</b> <0～5歳> 幼稚園と保育所が一体となった施設で、教育・保育を提供する施設です。
<b>幼稚園（新制度に移行した園*）</b> <3～5歳> 小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、就学前の教育を提供する施設です。	<b>私立幼稚園</b> （新制度に移行しない園*） <3～5歳>	

## 保育の必要性の認定\*

区分	対象年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 （教育認定）	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり （保育認定）	保育所（園）、認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり （保育認定）	保育所（園）、小規模保育施設、 認定こども園

## (1) 認定状況

【各年度3月末日現在の認定人数】※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人

認定区分	年齢区分	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
1号認定	3～5歳	432	340	331	266	196
2号認定	3～5歳	1,017	1,087	1,112	1,150	1,180
3号認定	0歳	148	166	167	174	171
	1歳	299	291	287	293	297
	2歳	325	356	339	323	334
	計	772	813	793	790	802
合計		2,221	2,240	2,236	2,206	2,178
（参考） 待機児童数 （2号・3号のみ）	4月1日現在	0	29	11	0	0
	3月末日現在	83	89	55	38	-

## (2) 教育・保育施設の利用状況

## ア 保育所（園）、小規模保育事業

2024(R6)年4月1日現在、保育所（園）は6施設（公立2、私立4）、小規模保育事業施設は7施設（私立のみ）が運営し、定員は594人で、利用者は469人です。

【2024(R6)年4月1日現在の定員、利用人数】

単位：人

施設名		2号		3号		計	
		定員	利用	定員	利用	定員	利用
公立	第一保育所	54	33	36	8	90	41
	第二保育所	60	43	46	11	106	54
私立	白鳩保育園	57	57	33	30	90	87
	花のうた保育園※	36	42	24	27	60	69
	双葉こどもの園	36	26	24	19	60	45
	柏城保育園	31	45	29	29	60	74
私立 (小規模 保育事業)	アップル保育園	-	-	19	15	19	15
	アップル第二保育園	-	-	19	16	19	16
	にれの木保育園	-	-	19	13	19	13
	虹色保育園	-	-	19	15	19	15
	コアラ保育園	-	-	19	16	19	16
	なかよしえん	-	-	14	9	14	9
	イマジン・ナーサリー	-	-	19	15	19	15
合計		274	246	320	223	594	469

※花のうた保育園は2025(R7)年4月1日から認定こども園へ移行

資料：こども課

【利用人数の推移、各年度3月末日現在】※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人

認定区分	年齢区分	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
2号認定	3～5歳	387	423	409	287	245
3号認定	0歳	92	103	94	82	79
	1歳	161	173	159	122	93
	2歳	180	206	179	140	110
	計	433	482	432	344	282
合計		820	905	841	631	527
施設数（参考）		19施設	21施設	21施設	15施設	13施設

資料：こども課

第2章

イ 認定こども園

2024(R6)年4月1日現在、14施設（公立5、私立9）が運営し、定員は1,768人で、利用者は1,476人です。

【2024(R6)年4月1日現在の定員、利用人数】

単位：人

施設名	1号		2号		3号		計		
	定員	利用	定員	利用	定員	利用	定員	利用	
公立	大東こども園	39	7	81	65	36	21	156	93
	長沼こども園	15	0	45	32	33	15	93	47
	長沼東こども園	15	7	45	28	33	19	93	54
	白方こども園	15	0	30	30	15	13	60	43
	白江こども園	15	9	39	40	26	14	80	63
私立	オリーブの木	35	28	135	118	60	59	230	205
	天泉こども園	15	16	60	57	45	35	120	108
	りのひら	17	12	51	50	39	35	107	97
	すぎのこども園	45	23	99	109	45	41	189	173
	くるみの木	25	16	105	114	45	51	175	181
	仁井田の杜わかばこども園	15	7	50	36	30	28	95	71
	らみどり	-	-	132	100	78	73	210	173
	おひさまのはなこども園	-	-	50	58	40	41	90	99
	プリムラこども園	-	-	39	42	31	27	70	69
合計	251	125	961	879	556	472	1,768	1,476	

資料：こども課

【利用人数の推移、各年度3月末日現在】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人

認定区分	年齢区分	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
1号認定	3～5歳	248	165	144	126	115
2号認定	3～5歳	598	645	646	822	908
3号認定	0歳	52	63	69	91	97
	1歳	126	115	130	172	207
	2歳	135	135	142	174	214
	計	313	313	341	437	518
合計		1,159	1,123	1,131	1,385	1,541
施設数（参考）		8施設	8施設	8施設	11施設	14施設

資料：こども課

## ウ 幼稚園 ※新制度移行

2024(R6)年5月1日現在、1施設(公立)が運営し、定員は45人で、利用者は20人です。

【2024(R6)年5月1日現在の定員、利用人数】

単位：人

施設名		定員	利用
公立	稲田幼稚園	45	20

資料：こども課

【利用人数の推移、各年度5月1日現在】

単位：人

認定区分	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
1号認定 (3～5歳)	142	126	116	59	20
施設数(参考)	6施設	6施設	6施設	3施設	1施設

資料：こども課

## ※新制度に移行しない私立幼稚園

2024(R6)年5月1日現在、1施設(私立)が運営し、定員は240人で、利用者は169人です。

【2024(R6)年5月1日現在の定員、利用人数】

単位：人

施設名		定員	利用
私立	須賀川幼稚園	240	169

資料：こども課

## エ 認可外保育施設\*

2024(R6)年4月1日現在、1施設が運営していましたが、2024(R6)年7月31日をもって閉園しました。

## オ 企業主導型保育園\*

2024(R6)年4月1日現在、1施設が運営し、定員は65人で、利用者は42人です。

【2024(R6)年4月1日現在の定員、利用人数】

単位：人

施設名		定員	利用
私立	いちごばたけ保育園	65	42

資料：こども課

第2章

カ 事業所内保育施設

2024(R6)年4月1日現在、5施設が運営し、利用者は39人です。

【2024(R6)年4月1日現在の定員、利用人数】

単位：人

施設名		定員	利用
私立	寿泉堂松南病院ポニー	-	4
	医療法人 平心会須賀川病院附属保育所	-	19
	医療法人 三愛会池田記念病院託児所清流園	-	7
	独立行政法人 国立病院機構福島病院たんぼぼ保育園	-	7
	郡山ヤクルト販売株式会社須賀川センター保育室	-	2
合計		-	39

資料：こども課

キ 小学校

2024(R6)年5月1日現在、16校が運営し、児童数は3,773人です。

【2024(R6)年5月1日現在の在籍状況】

単位：人

学校名	児童数	学校名	児童数
第一小学校	518	仁井田小学校	286
第二小学校	363	柏城小学校	492
第三小学校	431	大東小学校	165
西袋第一小学校	531	大森小学校	35
西袋第二小学校	40	長沼小学校	78
稲田学園（前期課程）	159	長沼東小学校	79
小塩江小学校	20	白方小学校	70
阿武隈小学校	394	白江小学校	112
		合計	3,773

資料：教育要覧

【在籍状況の推移、各年度5月1日現在】

単位：人

学年	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
1年	633	636	676	599	580
2年	625	642	643	679	597
3年	631	623	637	642	677
4年	669	634	625	639	642
5年	689	670	637	631	643
6年	727	688	672	636	634
合計	3,974	3,893	3,890	3,826	3,773

資料：教育要覧

## 4 地域子ども・子育て支援事業の状況

## (1) 放課後児童クラブ

2024(R6)年5月1日現在、20施設が運営し、定員が1,720人で、利用者は1,641人です。

【2024(R6)年5月1日現在の定員、利用人数】

単位：人

対象学区	施設名	定員	利用
第一小学校	須賀川一小児童クラブ館 【第一小学校内】	170	165
	須賀川一小児童クラブ分館 【老人福祉センター内】	40	44
第二小学校	須賀川二小児童クラブ館	160	183
第三小学校	ぼたん児童クラブ館 【第三小学校内】	140	111
	ぼたん児童クラブ分館 【旧第三保育所】	60	50
西袋第一小学校	西袋児童クラブ館	85	64
	第二西袋児童クラブ館 【認定こども園くるみの木内】	30	37
	第三西袋児童クラブ館	140	161
西袋第二小学校	西袋二小児童クラブ館 【西袋第二小学校内】	30	20
稲田学園	稲田児童クラブ館	50	68
小塩江小学校	小塩江児童クラブ館	50	16
阿武隈小学校	うつみね児童クラブ館	160	168
仁井田小学校	仁井田児童クラブ館	85	91
柏城小学校	柏城児童クラブ館	205	180
大東小学校	大東児童クラブ館 【認定こども園大東こども園併設】	85	87
大森小学校	大森小児童クラブ館 【大森小学校内】	40	25
長沼小学校	日高見児童クラブ館 【長沼小学校内】	50	47
長沼東小学校	かしまの森児童クラブ館 【長沼東小学校内】	35	39
白方小学校	白方児童クラブ館 【白方小学校内】	55	44
白江小学校	白江児童クラブ館 【白江小学校内】	50	41
合計		1,720	1,641

資料：こども課

【利用人数・利用率の推移、各年度5月1日現在】

単位：人(%)

学年	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
1年	390(61.6)	368(57.9)	426(63.0)	365(60.9)	387(66.7)
2年	370(59.2)	387(60.3)	369(57.4)	407(59.9)	371(62.1)
3年	344(54.5)	337(54.1)	363(57.0)	339(52.8)	363(53.6)
4年	250(37.4)	252(39.7)	266(42.6)	258(40.4)	266(41.4)
5年	87(12.6)	130(19.4)	117(18.4)	177(28.1)	176(27.4)
6年	34(4.7)	37(5.4)	36(5.4)	36(5.7)	78(12.3)
合計	1,475(37.1)	1,511(38.8)	1,577(40.5)	1,582(41.3)	1,641(43.5)
待機児童数	59	48	74	29	30

※( )の数値は小学校在籍児童数に対する利用率

資料：こども課

第2章

(2) 放課後子ども教室

放課後などに小学校の余裕スペースなどを活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方とともに勉強やスポーツ・文化活動などの交流活動を行います。

2024(R6)年6月1日現在、7教室が運営し、利用者は276人です。

【2024(R6)年6月1日現在の利用人数】

単位：人

対象学区	教室名	主な活動場所	利用
第三小学校	キャロン広場	第三小学校内	58
阿武隈小学校	あおば子ども教室	あおば町集会所	7
柏城小学校	柏城子ども教室	柏城小学校内	85
長沼小学校	さくらっ子教室	長沼小学校内	21
長沼東小学校	あすなろ教室	長沼東小学校内	25
白方小学校	白方わいわい広場	白方小学校内	22
白江小学校	白江わくわく広場	白江小学校体育館内	58
合計			276

資料：こども課

【各年度6月1日現在の登録人数、年度末の利用実績】

単位：人

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
開設数	7教室	7教室	7教室	7教室	7教室
登録人数	291	291	310	293	269
利用人数 (延べ数)	24,430	24,963	23,298	18,946	19,562

資料：こども課

(3) 延長保育事業

保護者の働き方の変化に対応するため、通常の保育時間（11時間）を超えて保育を行います。

市内全ての保育所（園）、小規模保育施設、認定こども園で実施しています。

【利用人数の推移、各年度3月末日現在】

単位：人

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
利用人数 (実数)	868	922	777	710	761

資料：こども課

**(4) 一時預かり事業（預かり保育事業）**

保護者からの保育時間延長のニーズに対応するため、預かり保育を行います。  
市内全ての認定こども園（教育認定）、幼稚園で実施しています。

【利用人数の推移、各年度3月末日現在】

単位：人

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
利用人数 (延べ数)	32,692	21,772	21,863	19,254	8,603

資料：こども課

**(5) 一時預かり事業（一時保育事業）**

保護者の都合（就労形態、傷病、入院など）により、施設に入所していない児童が、一時的に保育を必要とする場合、保育所（園）などで保育を行います。

2024(R6)年4月1日現在、16施設で実施しています。

【利用人数の推移、各年度3月末日現在】

単位：人

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
施設数	14施設	14施設	14施設	14施設	15施設
利用人数 (延べ数)	1,382	1,726	1,377	1,043	1,040

資料：こども課

**(6) 地域子育て支援センター事業**

子育て支援のための拠点を整備し、育児相談、情報提供、子育てサークル活動などの支援を行います。

2024(R6)年4月1日現在、8施設で実施しています。

施設名	所在地
市民交流センターこどもセンター 子育て支援センター	中町4-1
白鳩保育園 子育て支援センター「ぽっぽクラブ」	南町170
天泉こども園 子育て支援センター「つぼみ」	上北町18
プリムラこども園 子育て支援センター「にこにこひろば」	森宿字安積田184-1
認定こども園くるみの木 子育て支援センター「くるみ」	日向町194
大東こども園 子育て支援センター	雨田字高屋敷8-1
長沼こども園 子育て支援センター	長沼字南延命寺1
白江こども園 子育て支援センター	大久保字室貫26

資料：こども課

【利用人数の推移、各年度3月末日現在】

単位：人

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
利用人数 (延べ数)	24,330	17,611	16,803	19,633	20,867

資料：こども課

**(7) 乳児家庭全戸訪問事業**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、保護者の地域での孤立化防止と乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

【訪問人数の推移、各年度3月末日現在】

単位：人

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
訪問人数 (実数)	513	457	405	406	423

資料：健康づくり課

**(8) 養育支援訪問事業**

養育支援が困難な家庭を保健師などが訪問し、安定した乳幼児の養育が可能となるよう指導します。

【訪問人数の推移、各年度3月末日現在】

単位：人

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
訪問人数 (延べ数)	171	96	93	70	106

※本事業の一部（産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業）が  
2024(R6)年度から「子育て世帯訪問事業」へ移行

資料：健康づくり課・こども課

**(9) ファミリー・サポート・センター事業**

子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指し、育児の援助を受けたい利用会員に育児の援助を行いたい提供会員を紹介し、子育てを支援します。

【会員数・利用人数の推移、各年度3月末日現在】

単位：人

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
会員数	395	369	378	381	359
利用人数 (延べ数)	826	776	647	930	1,122

資料：こども課

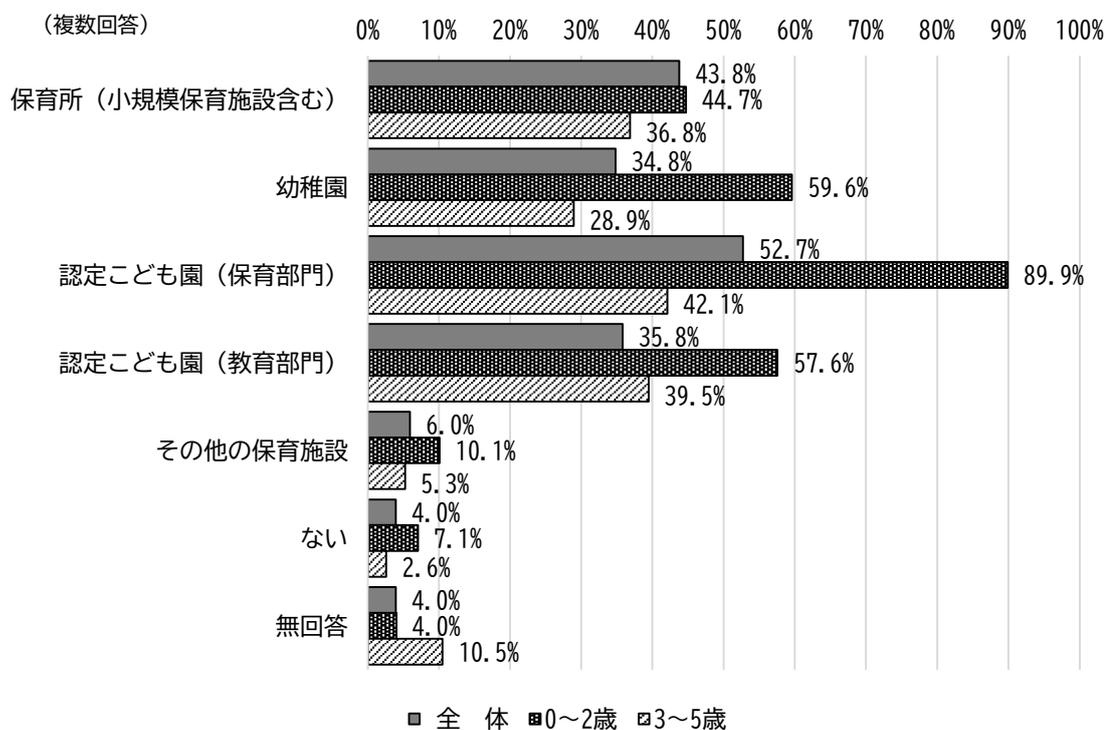
## 5 子ども・子育てに関する実態と意向

## 子ども・子育て支援に関するニーズ

## (1) 幼児教育・保育施設に対するニーズ（未就学児童の保護者回答）

（現在、保育施設などを利用していない方のみ対象）

問① お子さんの預け先として、「定期的に」利用したい施設はありますか。

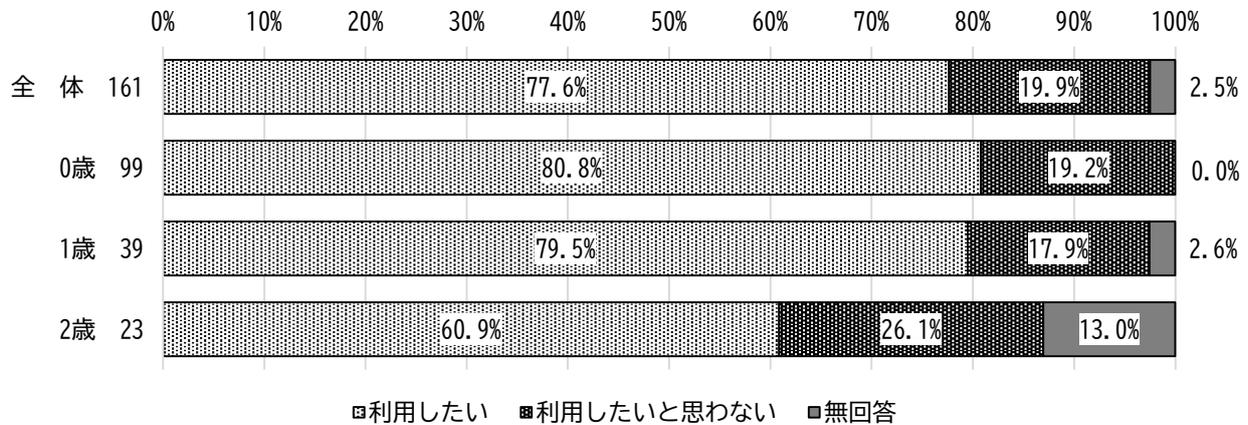


全体では、「認定こども園（保育部門）」が52.7%とニーズが最も高く、次いで「保育所（小規模保育施設含む）」が43.8%、「認定こども園（教育部門）」が35.8%、「幼稚園」が34.8%となっています。

(2) こども誰でも通園制度に対するニーズ（3歳未満の児童の保護者回答）

（未子児童の年齢が3歳未満、かつ、保育施設などを利用していない方のみ対象）

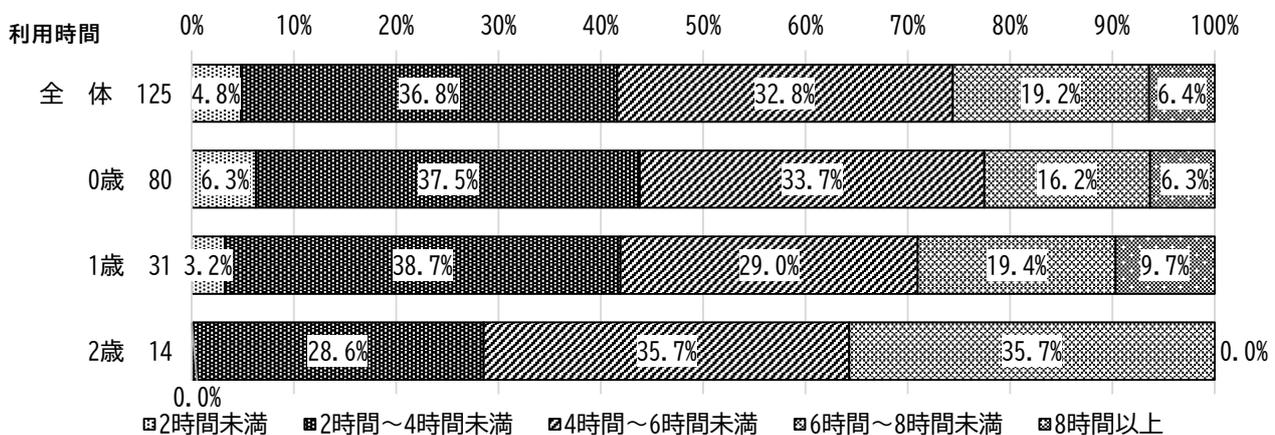
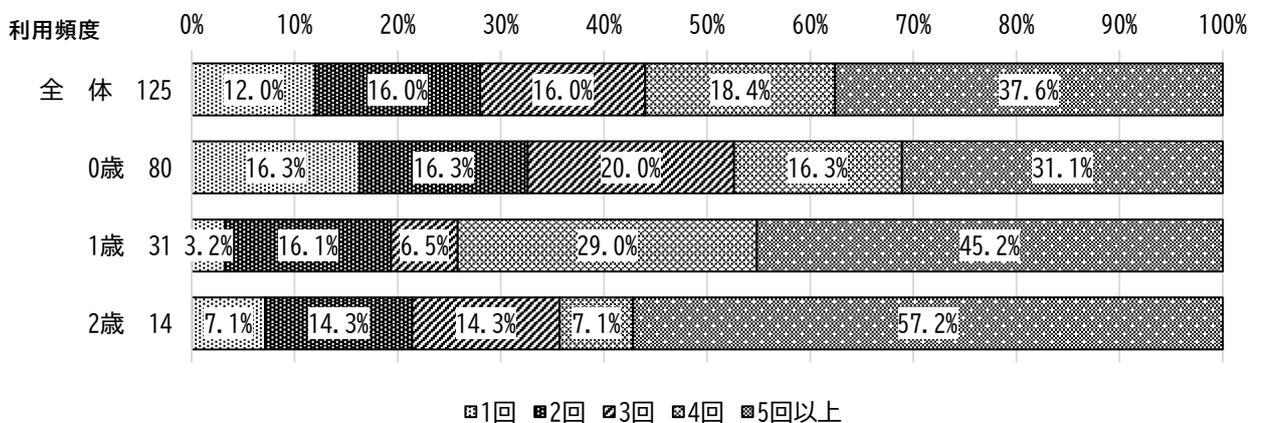
問① 令和8年度に創設される「こども誰でも通園制度」を利用したいと思いますか。



全体では、「利用したい」が77.6%と大半を占め、「利用したいと思わない」が19.9%となっています。

（問①で「利用したい」と回答した方のみ対象）

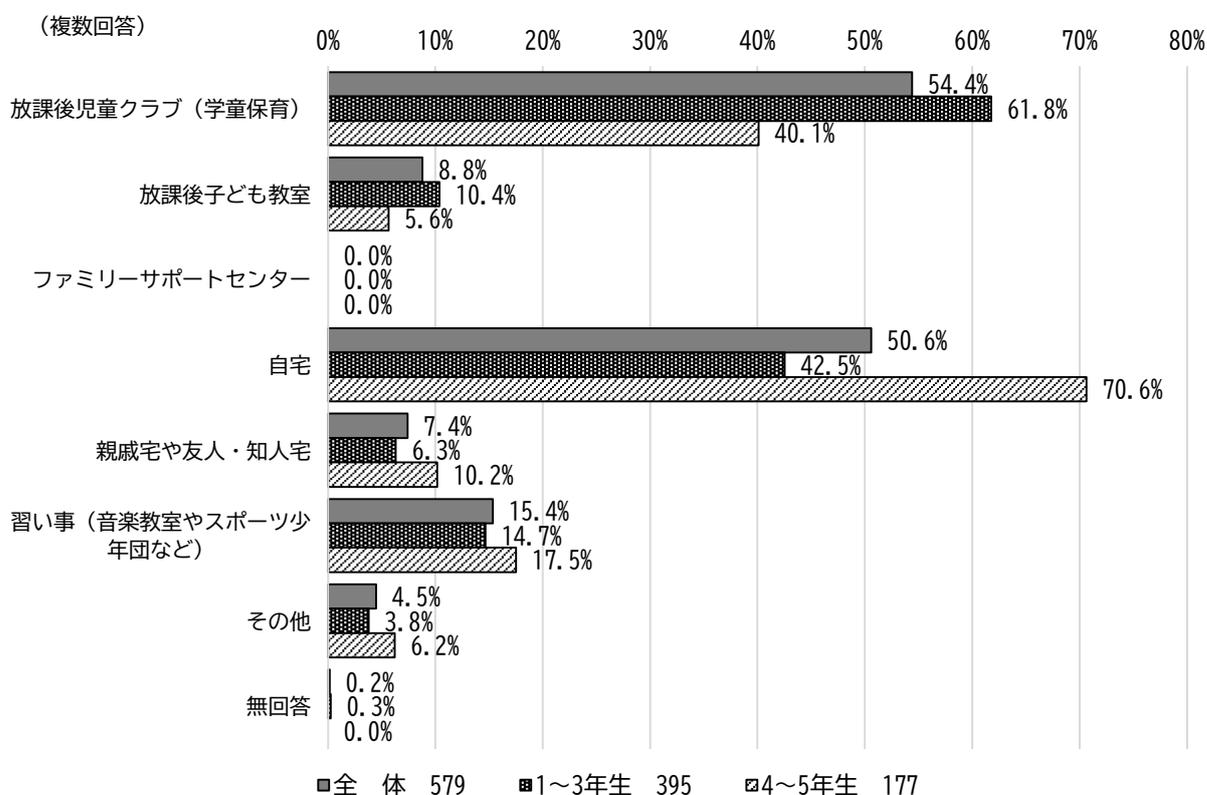
問② 希望するおおよその1か月当たりの利用頻度と1回当たりの利用時間



全体では、利用頻度は「5回以上」が37.6%と最も高く、利用時間は「2時間～4時間未満」が36.8%と最も高くなっています。

(3) 放課後児童クラブなどに対するニーズ（小学生児童の保護者回答）

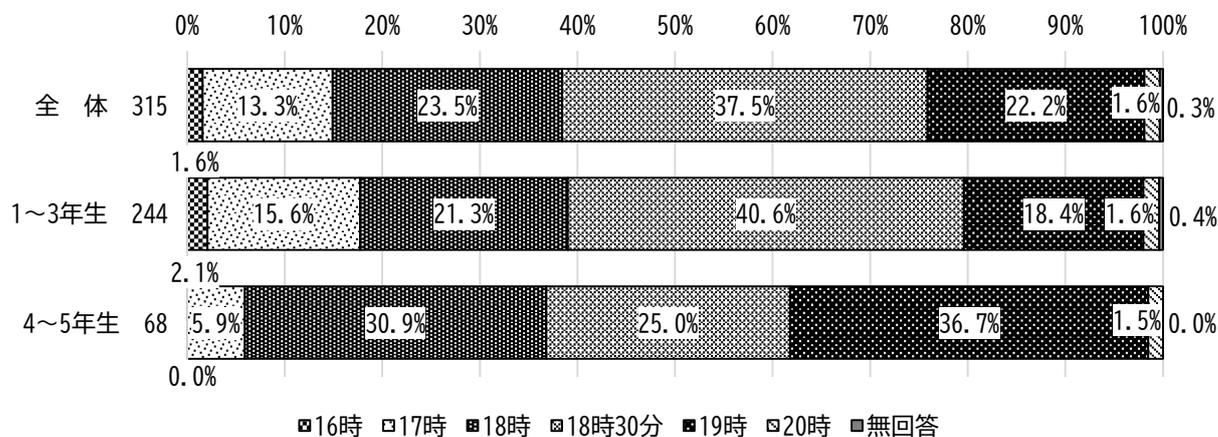
問① 現在、お子さんは放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせていますか。



全体では、「放課後児童クラブ (学童保育)」が54.4%と最も高く、次いで「自宅」が50.6%となっており、特に低学年は「放課後児童クラブ (学童保育)」が61.8%、高学年は「自宅」が70.6%となっています。

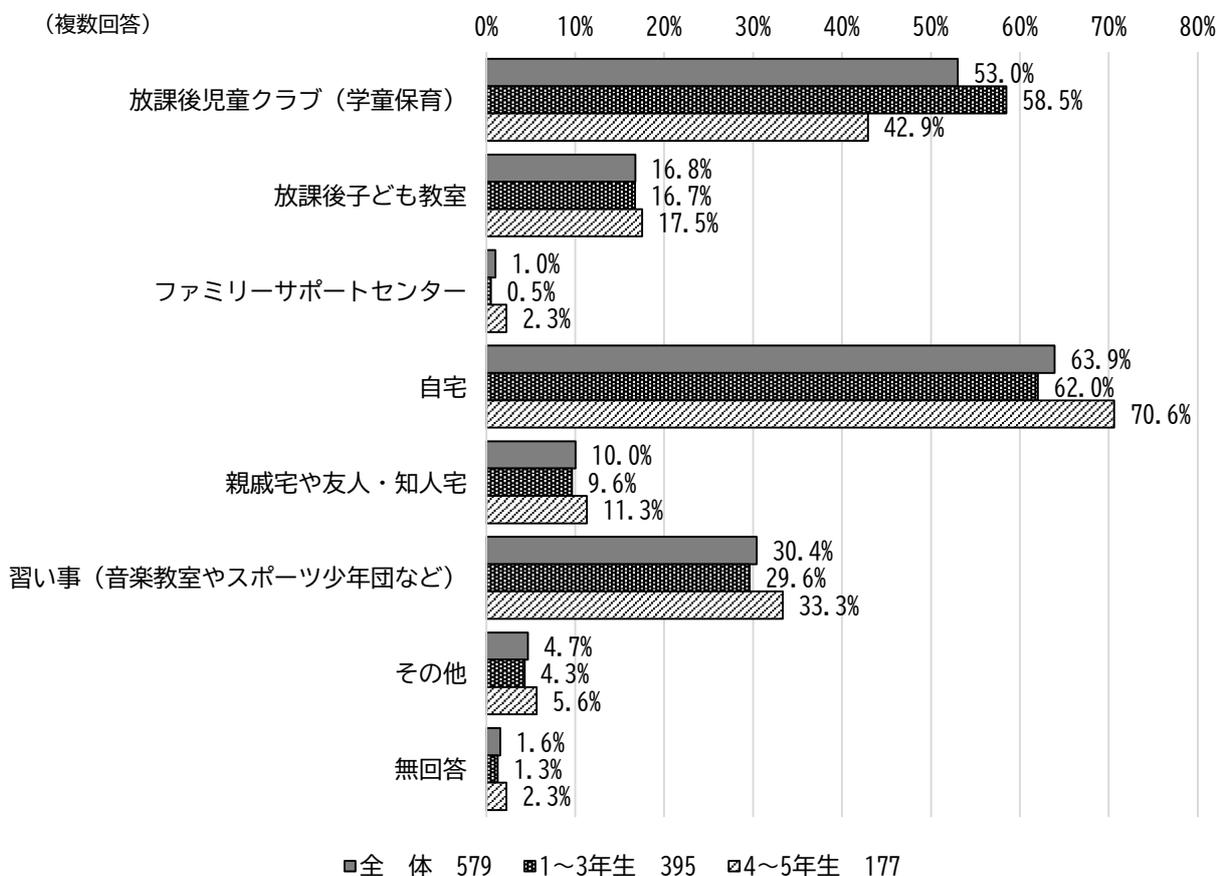
(問①で「放課後児童クラブ (学童保育)」と回答した方のみ対象)

問② 下校後何時まで利用したいと思いますか。(現在は18時30分まで)



全体では、「18時30分」が37.5%と最も高く、次いで「18時」が23.5%、「19時」が22.2%などとなっています。

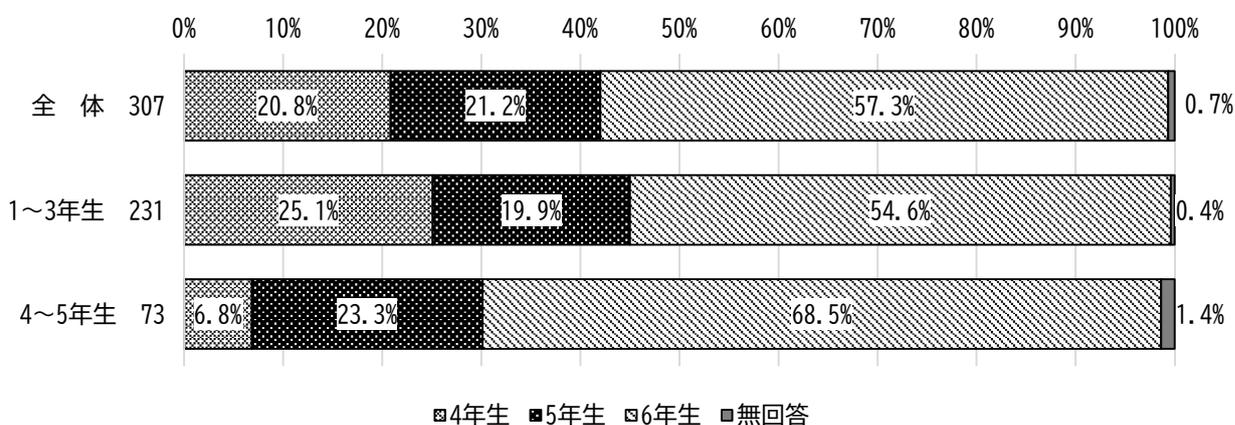
問③ お子さんが小学校高学年（4～6年生）になったら（現在高学年の方も含みます。）、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



全体では、「自宅」が63.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が53.0%、「習い事」が30.4%などとなっています。

(問③で「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方のみ対象)

問④ 何年生まで利用したいと思いますか。



全体では、「6年生」が57.3%と最も高く、次いで「5年生」が21.2%、「4年生」が20.8%となっています。

## こどもの貧困の実態

## (1) 調査結果集計における「生活困難度」の分類について

こどもと子育て家庭の生活実態調査のうち、保護者対象調査において得られた回答から、世帯の「生活困難度」について、以下のA B Cの3つの要素に基づいて分類

A 低所得	世帯の可処分所得（収入による可処分所得＋児童手当の支給額など）と世帯人数をクロス集計し、厚生労働省が発表した貧困線の基準を参考にした所得基準表（表1）に当てはまる場合 ※厚生労働省発表のこどもの貧困率*とは世帯所得の把握の方法などの違いがあるため、単純比較はできません。
B 家計のひっ迫	電話・電気・ガス・水道の公共料金、家賃、医療費の6項目について、経済的な理由で払えなかったものが1つ以上ある場合
C こどもの体験や所有物の欠如	こどもの体験と所有物などのうち、経済的な理由でしていない、持っていないなど、欠如する項目（表2）が合わせて3つ以上ある場合

 A B Cの3つの要素の回答状況から区分し、以下のように分類しました。  
 また、困窮家庭と周辺家庭を合わせて「生活困難家庭」としています。



生活困難度	生活困難家庭	困窮家庭＋周辺家庭
	困窮家庭	A B Cのうち、2つ以上の要素に該当
	周辺家庭	A B Cいずれか1つの要素に該当
	一般家庭	いずれの要素にも該当しない

表1 所得基準表

世帯員人数	所得の基準	(参考) 国の貧困線の基準
1人	120万円未満	122万円
2人	175万円未満	173万円
3人	210万円未満	211万円
4人	245万円未満	244万円
5人	275万円未満	273万円
6人	300万円未満	299万円
7人	325万円未満	323万円

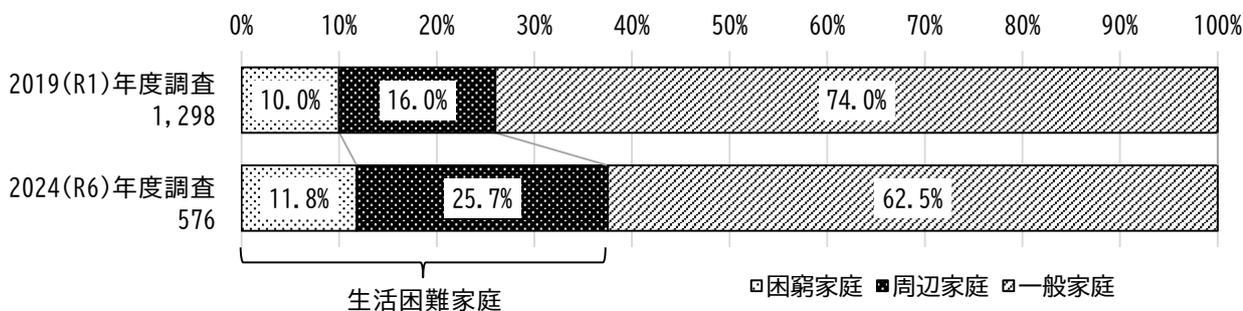
表2 こどもの体験や所有物の項目

①家族とレジャーに行く	②お子さんに毎月お小遣いを渡す	③お子さんに新しい洋服・靴を買う	④お子さんに習い事に通わせる
⑤お子さんのお誕生日のお祝いをする	⑥クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	⑦こども用のスポーツ用品・おもちゃ	⑧こども専用の部屋
⑨洗濯機	⑩炊飯器	⑪掃除機	⑫暖房機器
⑬冷房機器	⑭電子レンジ	⑮電話（携帯電話・スマートフォン含む）	⑯インターネットにつながるパソコン
⑰世帯専用のお風呂	⑱世帯人数分のベッドまたは布団	⑲急な出費のための貯金（5万円以上）	

(2) 生活困難家庭の割合

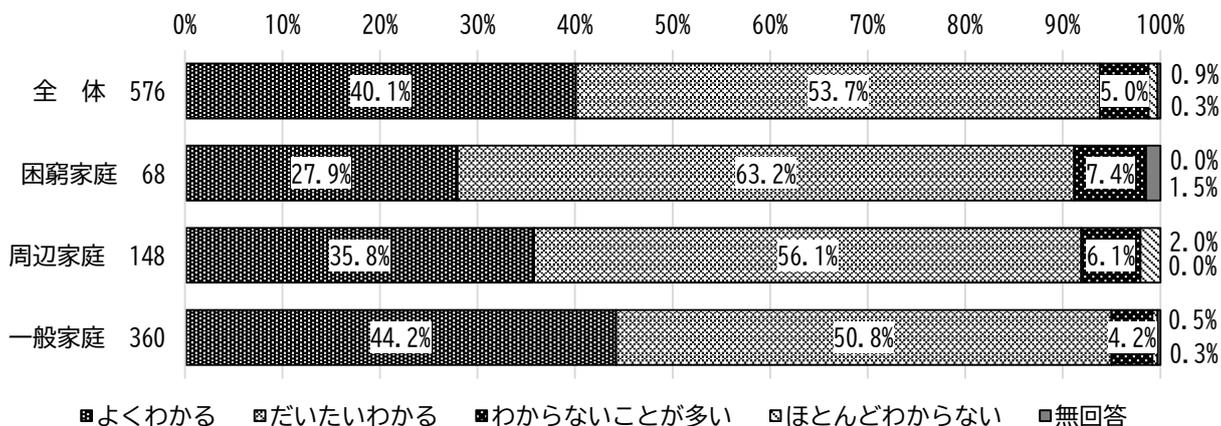
生活困難度を分類した576世帯のうち、困窮家庭は68世帯（11.8%）、周辺家庭は148世帯（25.7%）で、両世帯を合わせた生活困難家庭は216世帯（37.5%）となり、約3世帯に1世帯が生活困難家庭であることとなります。

2019(R1)年度調査とは集計方法が異なるため、単純比較はできませんが、2019(R1)年度調査時点と比較すると、生活困難家庭の割合は11.5ポイント増えています。



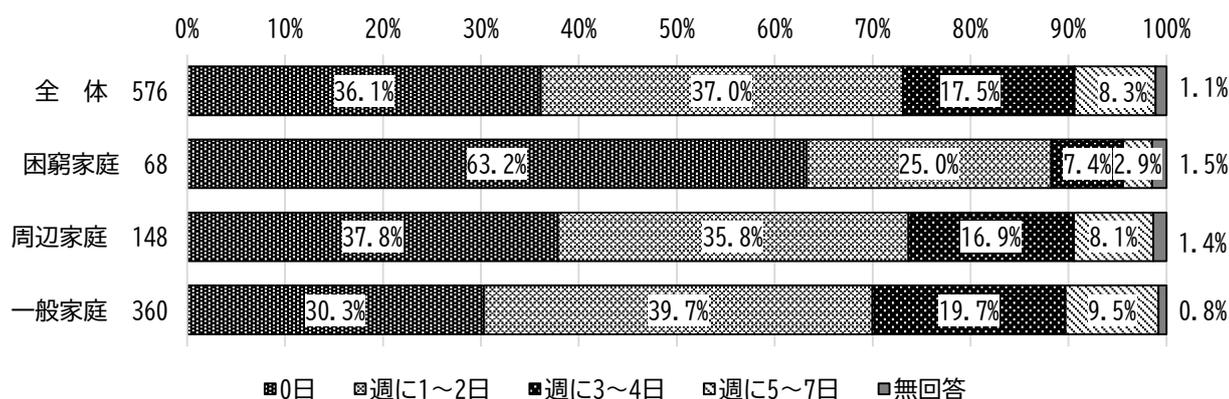
(3) 生活実態の把握

問① あなたは、学校の授業の内容がわかりますか。(こども回答)



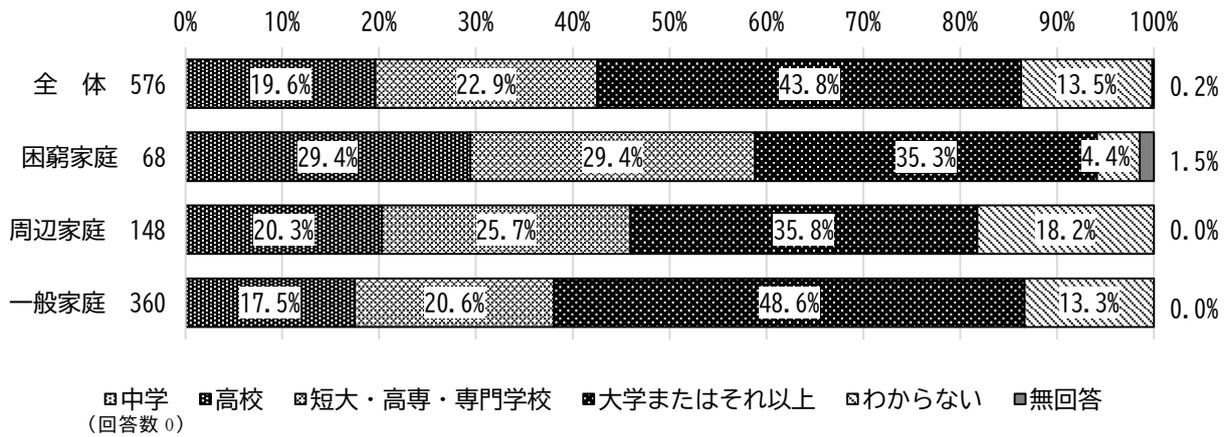
「よくわかる」と回答した人が一般家庭では44.2%に対し、周辺家庭では35.8%、困窮家庭では27.9%と生活困難度が高い家庭ほど授業の理解度が低くなっています。

問② あなたは、塾や習い事を、1週間でどれくらいしますか。(こども回答)



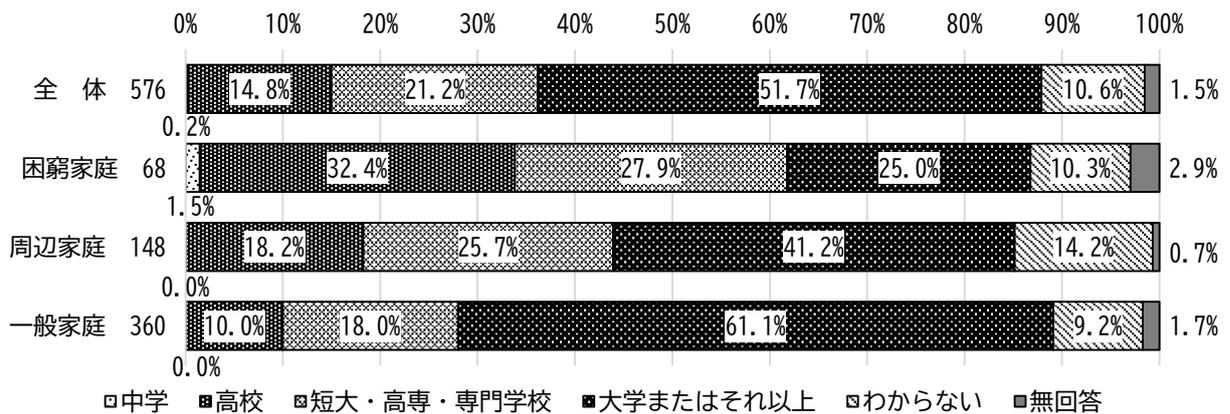
「0日」と回答した人が一般家庭では30.3%に対し、周辺家庭は37.8%、困窮家庭は63.2%となっており、生活困難度が高い家庭ほど日数が少ない傾向にあります。

問③ あなたは、将来、どこまで進学したいですか。(こども回答)



こども本人の進学の希望について、生活困難度が高い家庭ほど「大学またはそれ以上」と回答した人の割合が減少しています。

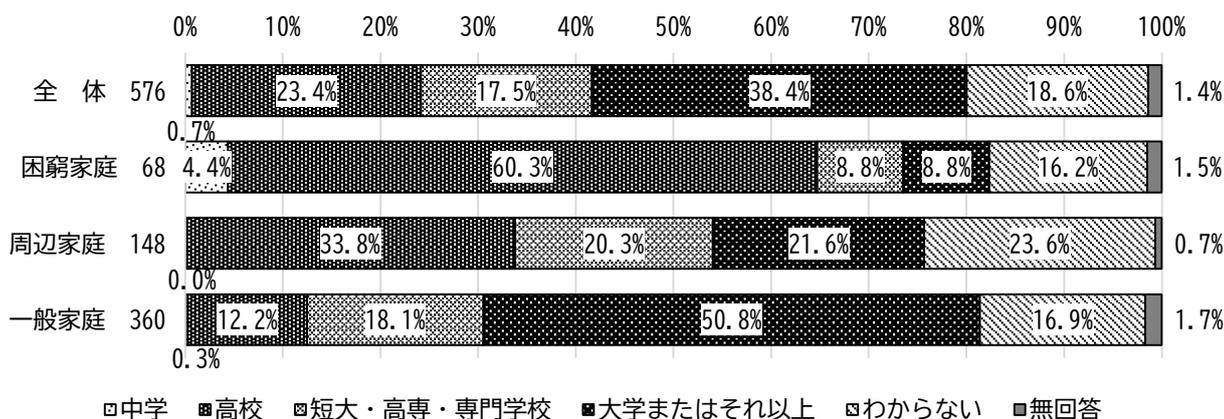
問④ お子さんに、どこまで教育を受けさせたいと考えていますか。(保護者回答)



保護者が理想とする教育段階は、生活困難度が高い家庭ほど「大学またはそれ以上」と回答した人の割合が減少しています。

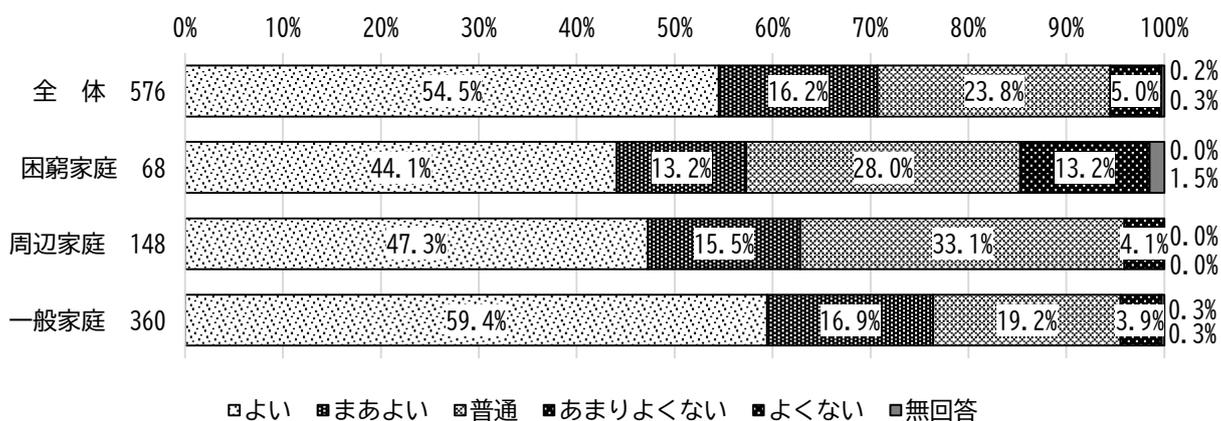
また、困窮家庭においては、こどもが「大学またはそれ以上」を希望している割合よりも、保護者が「大学またはそれ以上」を望んでいる割合の方が低くなっています。

問⑤ 今の経済状況で、お子さんに、どこまでの教育を受けさせられると考えていますか。(保護者回答)



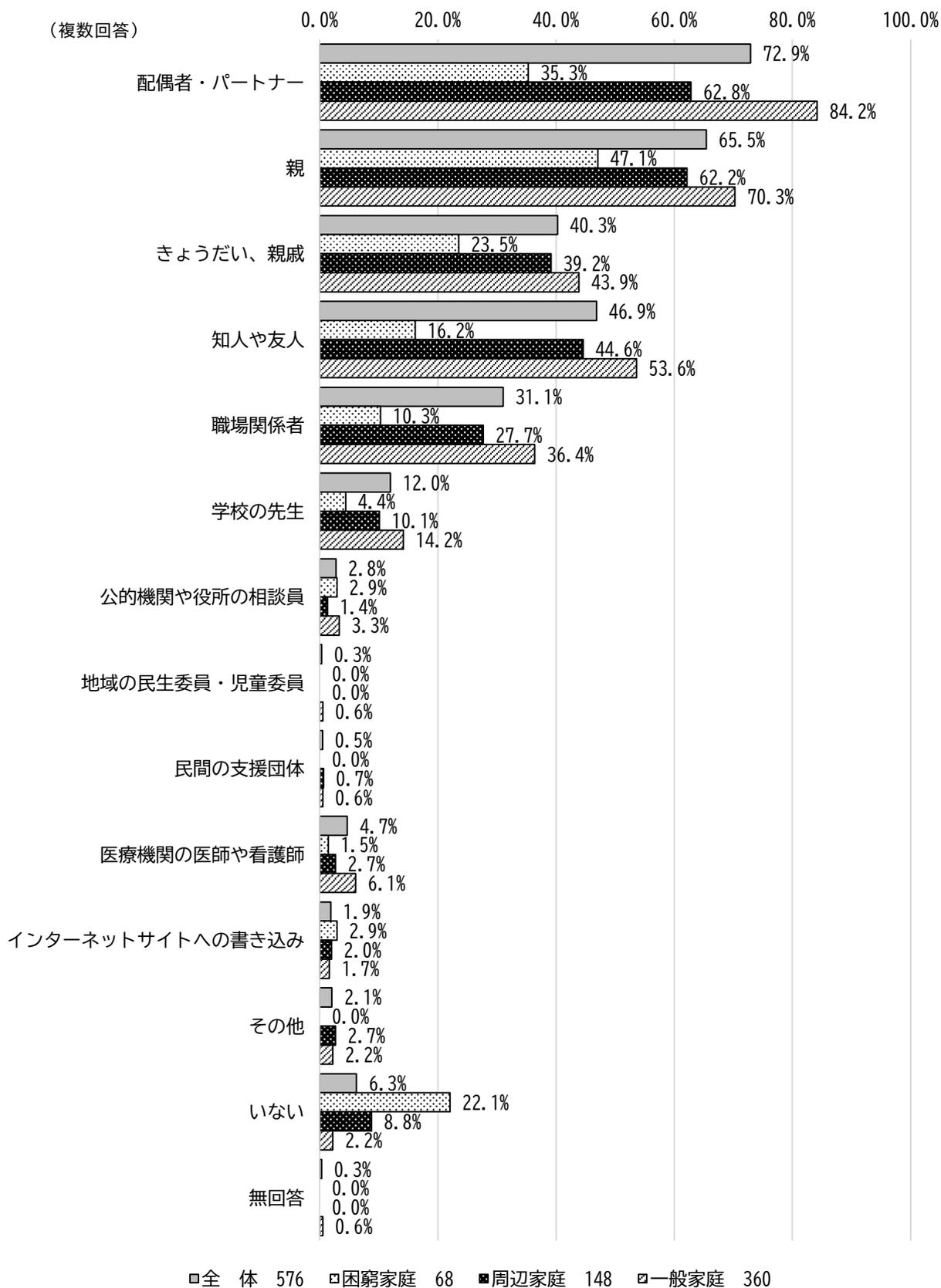
現実的な教育段階は、「大学またはそれ以上」と回答した人が、全体では38.4%であるのに対し、困窮家庭においては僅か8.8%となっており、生活困難度が高い家庭ほど割合が極端に減少しています。

問⑥ あなたの健康状態は。(保護者回答)



「よくない」「あまりよくない」と回答した人は一般家庭では4.2%、周辺家庭では4.1%であるのに対し、困窮家庭では13.2%と高く体調不良である様子がうかがえます。

問⑦ 困った時や悩みがある時の相談先は。(保護者回答)



生活困難度が高い家庭ほど「配偶者・パートナー」、「親」、「きょうだい、親戚」、「知人や友人」、「職場関係者」などの割合が低く、「いない」の割合が高くなっています。

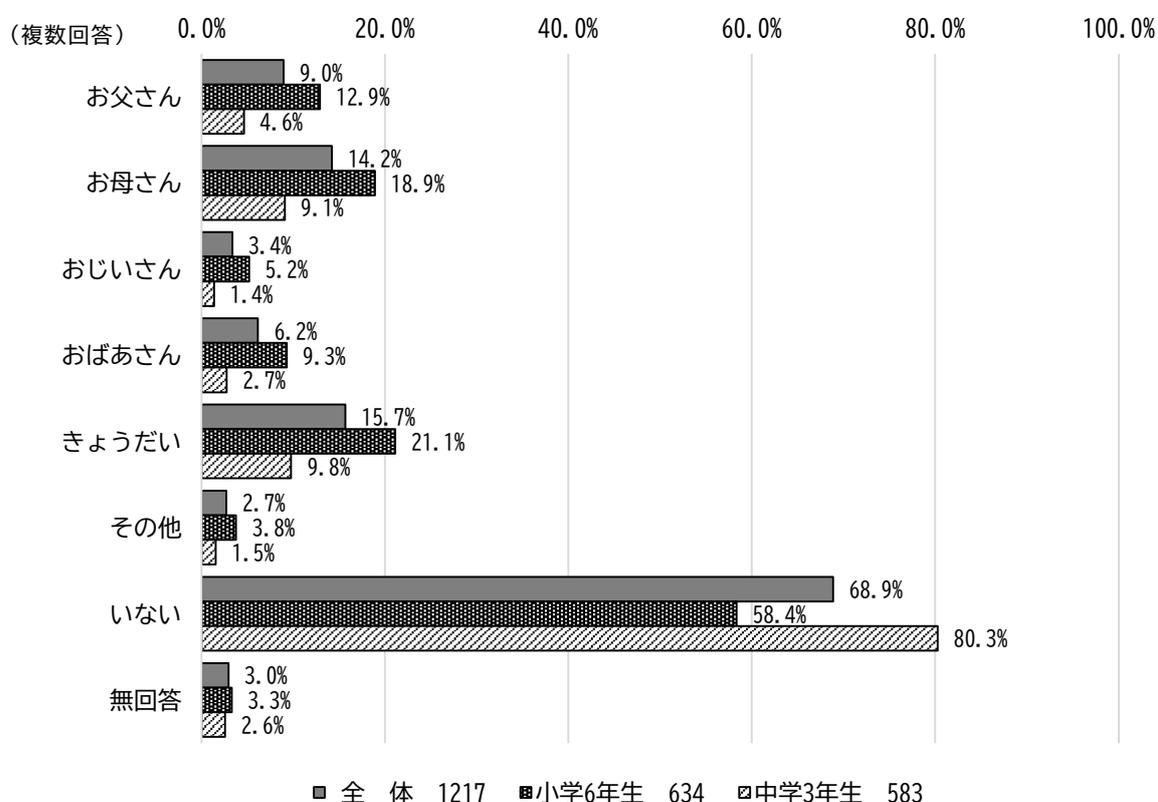
## ヤングケアラーの実態

### (1) ヤングケアラーとは

2024(R6)年6月12日に改正施行された「子ども・若者育成支援推進法」において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」をヤングケアラーと定義し、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象としています。

### (2) 『こどもと子育て家庭の生活実態調査』による実態把握

問① 家族の中で、あなたがお世話をしている人はいますか（「お世話」とは、ふつう大人が行う家事や家族のお世話のことです）。

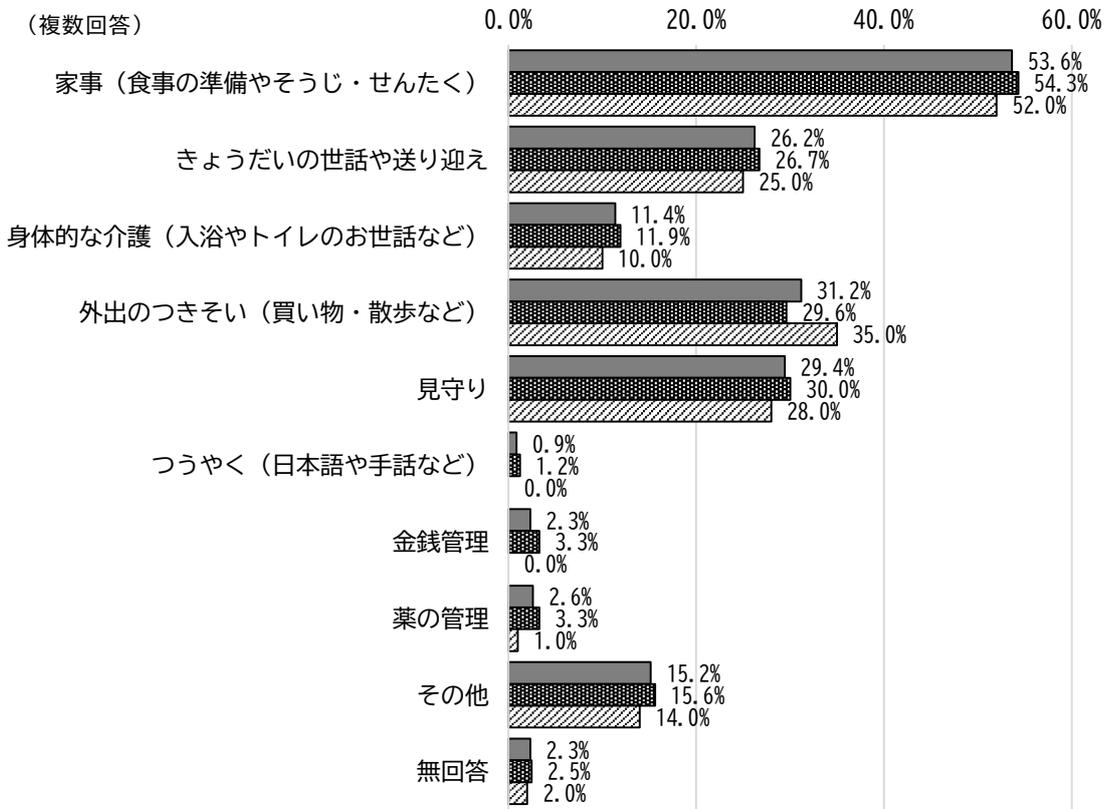


全体では、「きょうだい」が15.7%で最も高く、次いで「お母さん」が14.2%、「お父さん」が9.0%となっています。

なお、お世話をしている人がいる割合は、小学6年生が243人（38.3%）、中学3年生は100人（17.2%）、全体で343人（28.2%）でした。

(※問②～問⑧は問①で「いない」以外を選んだ方のみ対象)

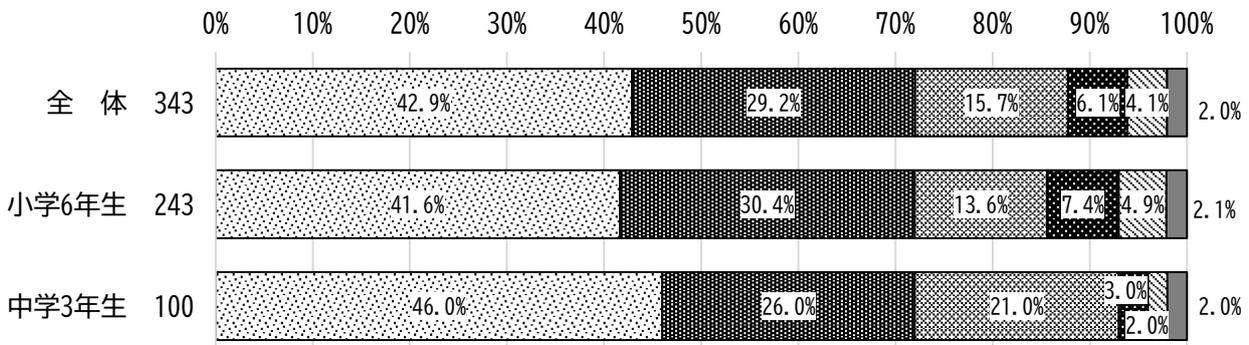
問② あなたが行っているお世話はなんですか。



■ 全体 343 ■ 小学6年生 243 ■ 中学3年生 100

全体では、「家事」が53.6%と最も高く、次いで「外出のつきそい」が31.2%、「見守り」が29.4%となっています。

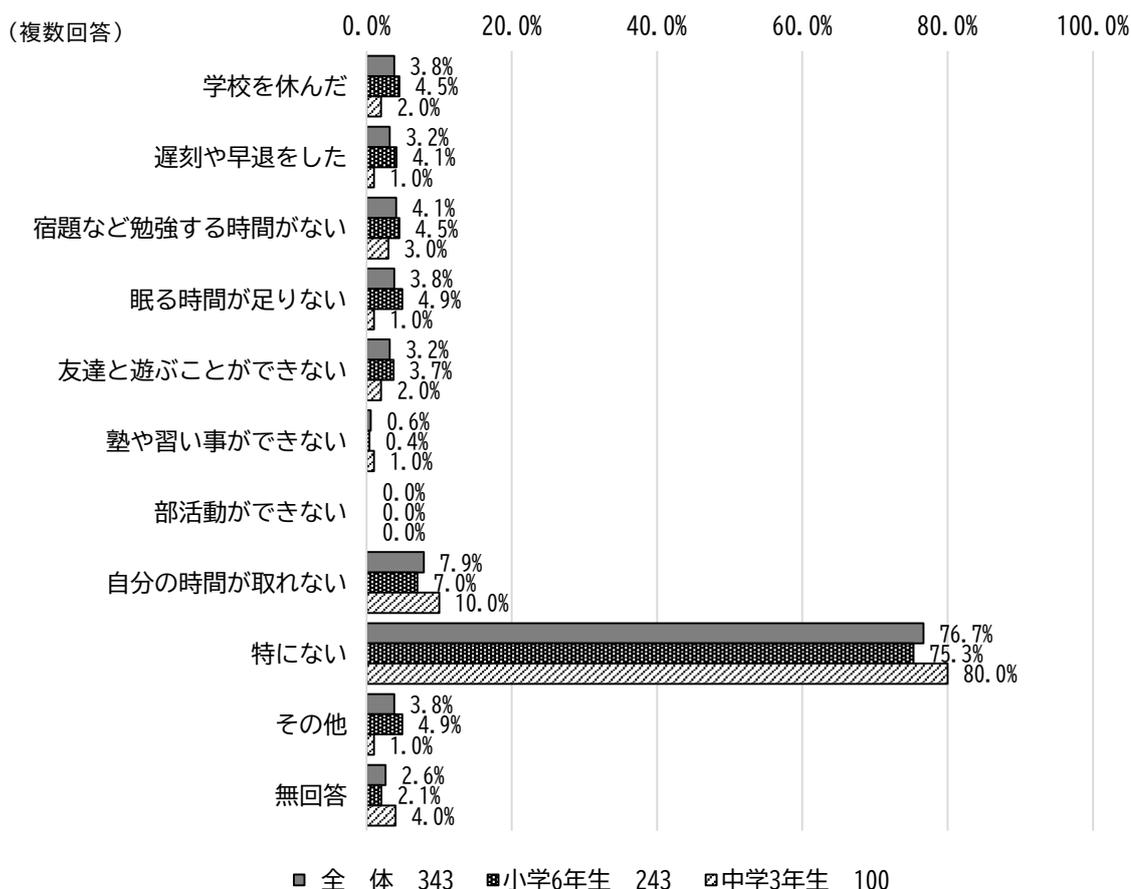
問③ あなたは、1日に、どのくらいお世話をしていますか。



□30分未満 ■30分～1時間未満 ▨1時間～2時間未満 ■2時間～3時間未満 □3時間以上 ■無回答

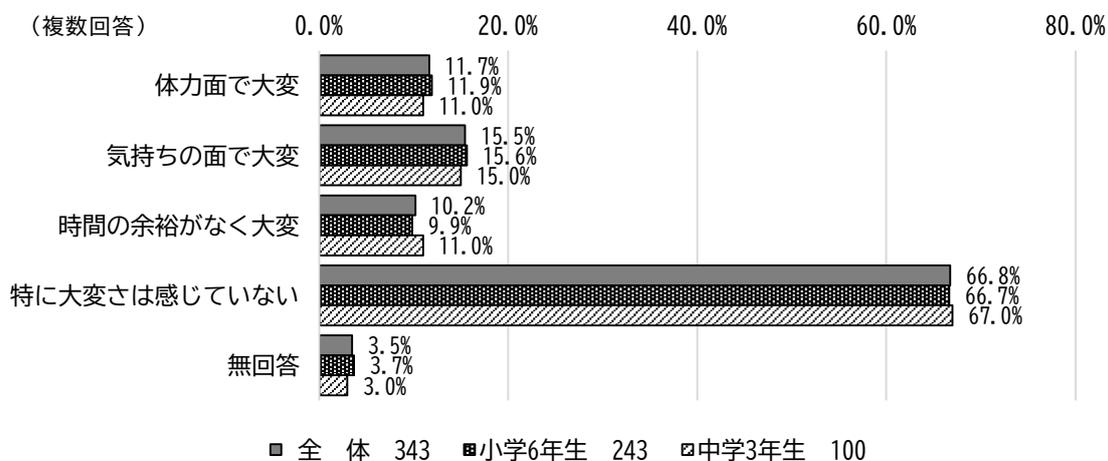
全体では、10.2%の子どもが2時間を超えています。

問④ お世話をしていることで、次のような経験をしたことがありますか。



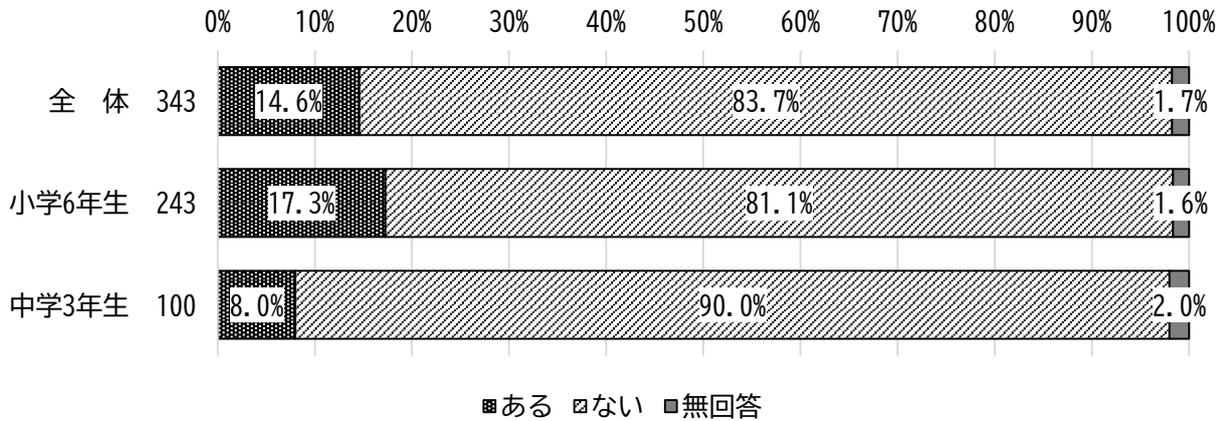
全体では、「自分の時間が取れない」が7.9%と最も高くなっており、中には「学校を休んだ」と回答した人が3.8%、「遅刻や早退をした」と回答した人が3.2%となっています。

問⑤ お世話をしていることに大変さを感じていますか。



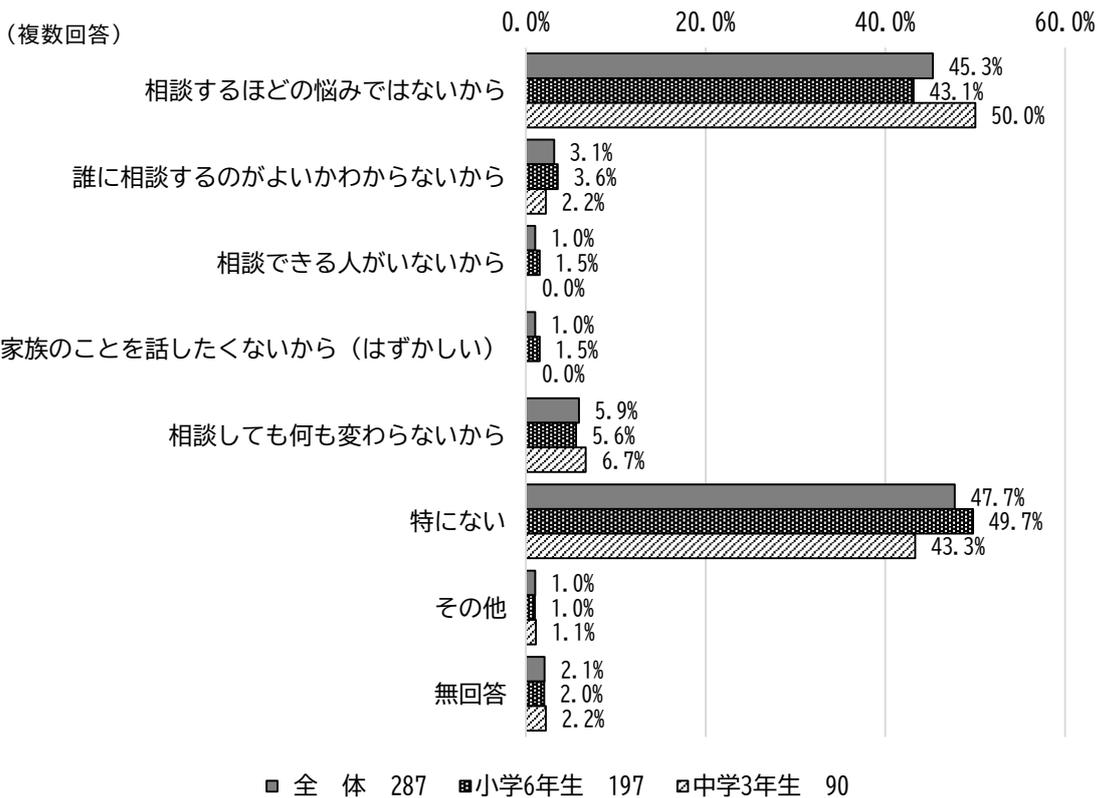
全体では、「特に大変さを感じていない」と回答した人が66.8%ですが、「体力面で大変」と回答した人は11.7%、「気持ちの面で大変」は15.5%、「時間の余裕がなく大変」は10.2%と、多くのこどもが大変さを感じています。

問⑥ あなたがお世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて、だれかに相談したことはありますか。



(問⑥で「相談したことがない」を選んだ方のみ対象)

問⑦ 相談していない理由は何ですか。



全体では、相談したことがあるかの設問に「ない」と回答した人は83.7%で、相談していない理由については、「相談するほどの悩みではないから」の45.3%が最も高くなっていますが、「誰に相談するのがよいかわからないから」と相談先が分からないこともや、「相談しても何も変わらないから」と諦めていることも読み取れます。

## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な方向性

### 1 基本理念

#### 「ともに育て支えあい こどもが夢を描けるまち すかがわ」

こどもは、社会の宝であり、須賀川市の宝です。

本市に生まれ育つ全てのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、心身ともにすくすく育ち、こどもと子育て家庭が孤立することなく、安心してこどもを産み育てられるよう地域みんなで応援していきます。

また、妊娠期から子育て期にわたる支援体制の充実を図るとともに、それぞれのライフステージ\*に応じた様々な取組を継承・充実させ、次世代の担い手であるこどもたちが、健やかにのびのび育ち、夢を描くことができる環境整備を図っていきます。



## 2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題、施策の方向性

### 施策1 幼児教育・保育の充実

#### 【現状と課題】

共働き世帯の増加、核家族化の進行など、子育て環境の変化などにより、保育を必要とするこどもが増えています。

また、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て・教育機能が低下し、保育所（園）・幼稚園・認定こども園などにおける幼児教育・保育がますます重要になっています。

#### 【施策の方向性】

安心してこどもを預けられ、充実した幼児教育・保育が受けられるよう、保育士などの人材確保・育成を推進するとともに、保護者のニーズに応じた幼児教育・保育を提供し、待機児童の解消を図ります。

また、多様な保育のニーズに対応するため、延長保育や預かり保育、一時保育、病児保育など特別保育の充実を図ります。

### 施策2 子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下し、こどもを産み育てることに不安を持つ親が増えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、不安や孤立感に対する相談体制の充実が求められています。

#### 【施策の方向性】

子育てへの不安が軽減され、こどもが健やかに育てられるよう、様々な子育てニーズに対応した事業を実施するほか、地域の子育て世帯に対する育児支援、交流の場の提供を図ります。

また、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに安全で安心して過ごせる居場所を提供します。

### 施策3 妊産婦とこどもの健康管理の充実

#### 【現状と課題】

妊娠期の母体の健康状態は胎児の成長に大きく影響します。また、こどもの健やかな成長には、適切な生活習慣、食生活の確立が重要です。しかしながら、妊娠中の喫煙、飲酒、子育て期における喫煙などが胎児の成長、こどもの発育への悪影響を及ぼすことが懸念されています。

#### 【施策の方向性】

妊産婦の健康管理の支援として、喫煙、飲酒、食生活等の生活習慣について、妊娠中から産後まで保健師などによる相談・助言を行います。

また、乳幼児健康診査などの実施により、こどもの健康の保持・増進を図っていきます。

## 施策4 こどもの人権の尊重と安全・安心を守る

### 【現状と課題】

「こどもの権利」については、「児童の権利に関する条約\*」において、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの一般原則が掲げられ、さらに、児童福祉法においても、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれ「こどもの権利」を支援していくことが明確化されています。

しかし、児童虐待に関する相談及び対応件数は増加・複雑化しているほか、学校におけるいじめや不登校、ヤングケアラーの問題など、こどもの権利が脅かされる深刻な状況が続いています。

### 【施策の方向性】

全てのこどもが心身ともに健やかに育つことができるよう、また、深刻な事態の発生を未然に防止できるよう、相談などの支援体制の充実に努めるとともに、学校、関係機関、地域などが連携を強め、地域全体でこどもの成長を支える体制づくりを推進します。

また、こどもを事故や犯罪などの危険から守るため、防犯灯の整備や防犯・安全に関する情報のネットワーク化及び不審者情報の配信、さらには近年増加傾向にある、インターネットを介した犯罪にこどもが巻き込まれないよう防犯教育を推進します。

## 施策5 こどもの貧困対策

### 【現状と課題】

こどもの貧困は、家庭環境をはじめとする経済的要因や人間関係などが相互に関連し、また親からこどもへと引き継がれる「貧困の連鎖」を生み出す傾向にあります。

こどもと子育て家庭の生活実態調査では、困窮家庭の状況をみると、「あなたは、塾や習い事を、1週間でどれくらいしますか」の問いに「0日」と答えたこどもの割合が63.2%（P.27参照）、「今の経済状況で、お子さんに、どこまでの教育を受けさせられると考えていますか」の問いに「高校生まで」と答えた保護者の割合が64.7%（P.29参照）と高くなっています。

### 【施策の方向性】

こどもの将来が生まれ育った環境などによって左右されることなく、全てのこどもが夢と希望をもって健やかに成長するために、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、幅広い視点から、総合的に貧困状況にあるこどもと家庭への支援を行います。

### 3 基本視点

基本理念の実現に向け、次の視点を基本に、施策や事業を推進します。

#### （基本視点1）子育てをめぐる環境の視点

核家族化と少子化の進行、共働き世帯の増加、就労形態の多様化などの環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっているとともに、保育に対するニーズはますます多様化してきている状況にあります。

こうした状況に対応して、社会全体でこどもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもの健やかな成長を実現する必要があります。

#### （基本視点2）こどもの育ちの視点

こどもの成長において、乳児期は、保護者とのしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成を基盤として、心身の発達が促され、生きていく土台がつくられます。

また、おおむね3歳までの幼児期は、身体・運動機能が著しく発達するとともに、基本的な生活習慣を身につけ、徐々に人間関係を広げて社会性の芽を育む時期です。

3歳以上の幼児期は、遊びを中心とした生活の中で、豊かな感性を養い、好奇心や探究心、思考力が培われ、自我や主体性が芽生える重要な時期です。

さらに、学童期は、乳幼児期で培われた力を土台に調和のとれた発達を図る時期であり、特に自立意識や他者理解などの社会性が発達し、心身の成長と変化が著しい時期です。

こうしたこどもの各時期の心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることができる環境の整備を目指します。

#### （基本視点3）子育て力を高めるための支援の視点

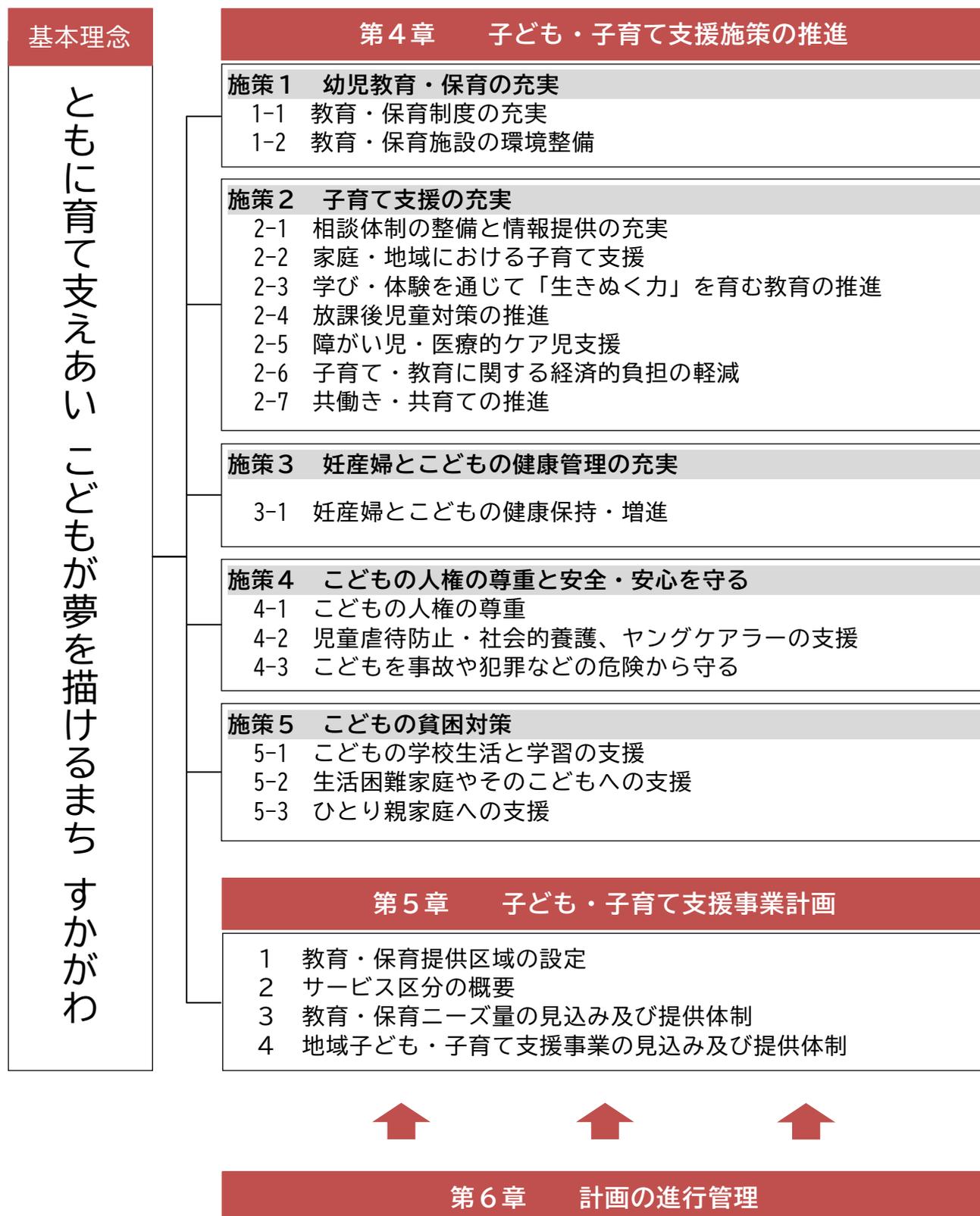
保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子育て支援にあたっては、保護者の育児を肩代わりすることではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援する視点を基本とします。

#### （基本視点4）地域がこどもと子育て家庭に関わる視点

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援を目指します。

## 4 施策の体系

この計画の基本理念の実現に向けて、子ども・子育て関連施策・事業を総合的に推進するため、施策の体系を次のように設定します。



## 5 家庭・子育て支援を行う事業者・地域社会・行政の役割

第2期計画を継承するこの計画は、子ども・子育てに関わる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、生活環境など広範囲にわたるものです。

より良い子育て環境を構築するためには行政だけではなく、家庭、子育て支援を行う事業者、地域社会などが、それぞれの立場でその役割を果たすとともに、連携・協働しながら子ども・子育て支援に取り組むことが必要です。

### (1) 家庭

子育てについての第一義的な責務を担うことやこどもの成長にとって基盤になることを自覚するとともに、愛情豊かに、親がこどもを育み、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけ、命を尊び健やかなこどもの成長を支えていくことが求められます。

### (2) 子育て支援を行う事業者

こどもの成長と子育て家庭がこどもと向かい合えるよう支援していくため、質の高い教育・保育サービスの提供とこどもの関係機関などとの連携が不可欠であり、教育・保育事業の実施に当たって様々な課題を的確にとらえ、解決に向けた取組が求められます。

### (3) 地域社会

こどもの健やかな成長や子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。

また、児童虐待や交通事故、犯罪防止などこどもの権利と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、地域全体でこどもと子育てを支えるため、地域社会の一員としての自覚を持ち、様々な形での関わりが求められます。

### (4) 行政

計画の推進主体として、教育・保育サービスを担う事業者がこどもたちに質の高いサービスが提供できるよう、情報提供や地域のネットワークづくりをはじめ、子育て環境づくりに包括的・計画的に取り組む役割を担っています。

また、課題の解決に向けて、市民や事業者などとの連携・協働における各主体の活動支援を図りながら、この計画を着実に実行することが求められています。

## 第4章 子ども・子育て支援施策の推進

### 施策を実現するための事業・取組一覧表

#### 表の見方

「ライフステージ」は、各事業・取組の対象者を示しています。

妊娠・出産期	妊産婦及びその配偶者や家族など
乳幼児期	0歳～おおむね5歳のこどもとそのこどもの子育てに係る保護者など
学童・思春期	6歳～おおむね18歳のこどもとそのこどもの子育てに係る保護者など

「該当計画」は、この計画が包含する各計画との関連を示しています。

子	子ども・子育て支援事業計画	放	放課後児童対策の推進に関する行動計画
次	次世代育成支援対策行動計画	貧	こどもの貧困対策推進計画

施策	事業名・関連取組	ライフステージ			該当計画				掲載ページ	
		妊娠・ 出産期	乳幼児 期	学童・ 思春期	子	次	放	貧		
<b>施策1 幼児教育・保育の充実</b>										
<b>1-1 教育・保育制度の充実</b>										
1	通常保育事業				○					46
2	延長保育事業				○					46
3	地域型保育事業				○					46
4	一時預かり事業（一時保育事業）				○					46
5	幼稚園、こども園における一時預かり事業（預かり保育事業）				○					46
6	豊かなこころと健やかなからだの育成					○				46
7	公立施設における社会体験及び自然体験の拡充					○				46
8	職員研修の充実					○				46
9	病児保育事業				○					46
10	小中一貫教育の推進と幼保小連携の充実					○				46
<b>1-2 教育・保育施設的环境整備</b>										
11	幼児期の教育・保育環境の整備（こども園含む）					○				46
12	公立施設における開かれた園づくりの推進					○				46

施策	事業名・関連取組	ライフステージ			該当計画				掲載ページ	
		妊娠・ 出産期	乳幼児 期	学童・ 思春期	子	次	放	貧		
<b>施策2 子育て支援の充実</b>										
<b>2-1 相談体制の整備と情報提供の充実</b>										
13	母子保健教育相談事業				○					47
14	重層的支援体制推進事業				○					47
15	こども家庭センター事業				○					47
16	電話や面談による相談事業の周知					○				47
17	子育てしやすいまちづくりについての啓発					○				47
18	子育てガイドブックの配布					○				47
<b>2-2 家庭・地域における子育て支援</b>										
19	子育て支援センター事業				○					47
20	安心して利用できる屋内遊び場の提供					○				47
21	こどもにやさしい施設整備					○				47
22	ファミリー・サポート・センター事業				○					47
23	家庭教育学級の開催					○				47
24	コミュニティセンターにおける家庭教育事業の開催					○				47
25	家庭教育インストラクターの育成					○				47
<b>2-3 学び・体験を通じて「生きぬく力」を育む教育の推進</b>										
26	小学生と乳幼児とのふれあい体験学習					○				48
27	豊かなこころと健やかなからだの育成					○				48
28	性教育の実施					○				48
<b>2-4 放課後児童対策の推進</b>										
29	放課後児童健全育成事業				○		○			48
30	放課後子ども教室					○	○			48

施策	事業名・関連取組	ライフステージ			該当計画			掲載ページ
		妊娠・ 出産期	乳幼児 期	学童・ 思春期	子	次	放	
2-5 障がい児・医療的ケア児支援								
31	認可保育施設における障がい児の受け入れの実施		■		○	○		49
32	障がい福祉サービス事業		■		○			49
33	療育手帳交付事業		■		○			49
34	医療的ケア*を必要とする児童の支援			■	○			49
35	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れの実施			■	○	○	○	49
2-6 子育て・教育に関する経済的負担の軽減								
36	保育所保育料給付事業		■		○			49
37	こども医療費助成事業		■			○		49
38	児童手当給付事業		■		○			49
2-7 共働き・子育ての推進								
39	父親の育児参加の推進	■				○		49
40	就労支援の情報提供と普及啓発	■				○		49
施策3 妊産婦とこどもの健康管理の充実								
3-1 妊産婦とこどもの健康保持・増進								
41	母子保健事業	■			○	○		50
42	地域医療体制の確保	■				○		50
43	乳児家庭全戸訪問事業		■		○	○		50
44	乳幼児健康診査事業、母子保健教育相談事業		■		○	○		50
45	学校保健事業		■			○		50
46	予防接種の充実		■			○		50
47	地域での食育*の推進		■			○		50
48	フッ化物むし歯予防事業		■			○		50
49	知的発達の促進		■			○		50
50	運動習慣の定着			■		○		50
51	喫煙防止教育の充実			■		○		50

施策	事業名・関連取組	ライフステージ			該当計画				掲載ページ	
		妊娠・ 出産期	乳幼児 期	学童・ 思春期	子	次	放	貧		
<b>施策4 こどもの人権の尊重と安全・安心を守る</b>										
<b>4-1 こどもの人権の尊重</b>										
52	様々な課題を抱えるこどもの支援及び相談体制の充実							○		51
53	被害にあったこどもの保護等							○		51
54	こどもの人権に関する啓発							○		51
55	いじめ不登校対策事業							○		51
<b>4-2 児童虐待防止・社会的養護、ヤングケアラーの支援</b>										
56	子育て世帯訪問支援事業							○		51
57	要保護児童対策地域協議会							○	○	51
58	児童虐待防止についての啓発及び地域との連携							○	○	51
59	養育支援訪問事業							○	○	51
<b>4-3 こどもを事故や犯罪などの危険から守る</b>										
60	防犯灯の整備							○		52
61	公立施設における防犯訓練等の実施							○		52
62	交通安全教室の開催							○		52
63	防犯、安全に関する情報のネットワーク化及び不審者情報の配信							○		52
64	安全・安心マップの作成							○		52
65	こどもを対象とした防犯教育の実施							○		52
66	こどもを取り巻く有害環境対策の推進							○		52
67	防犯ブザー給付事業							○		52
<b>施策5 こどもの貧困対策</b>										
<b>5-1 こどもの学校生活と学習の支援</b>										
68	学校評議員制度*の推進								○	53
69	心の教室相談員支援事業								○	53
70	確かな学力の向上								○	53
71	学力向上推進事業								○	53
72	学校適応指導事業								○	53
73	生活困窮世帯のこどもの学習・生活支援委託事業								○	53

施策	事業名・関連取組	ライフステージ			該当計画			掲載ページ
		妊娠・ 出産期	乳幼児 期	学童・ 思春期	子 次	放 貧		
5-2 生活困難家庭やその子どもへの支援								
74	生活困窮者自立支援事業						○	54
75	生活困窮者家計改善支援事業						○	54
76	生活保護受給者就労支援事業						○	54
77	生活保護事業						○	54
78	奨学資金給与事業						○	54
79	小学校要保護・準要保護児童就学援助事業						○	54
80	中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業						○	54
5-3 ひとり親家庭への支援								
81	児童扶養手当給付事業						○	54
82	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度						○	54
83	ひとり親家庭医療費助成事業						○	54
84	自立支援教育訓練給付事業						○	54
85	高等職業訓練促進給付等事業						○	54

## 事業・関連取組担当課一覧

事業・関連取組担当課	電話番号	事業・関連取組担当課	電話番号
市民安全課	(0248)88-9128	商工課	(0248)88-9142
市民協働推進課	(0248)94-4431	教育総務課	(0248)88-9166
生涯学習スポーツ課	(0248)88-9171	学校教育課	(0248)88-9168
社会福祉課	(0248)88-8111	こども課	(0248)88-8114
健康づくり課	(0248)88-8122	※記載している電話番号は担当課代表番号です。	

## 施策1 幼児教育・保育の充実

### 施策1-1 教育・保育制度の充実

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
1	通常保育事業	保育を必要とする児童を保育します。また、提供体制の確保を図ります。	こども課
2	延長保育事業	保護者の働き方の形態の変化に対応するため11時間の保育時間を超えて保育を行います。	こども課
3	地域型保育事業	市の認可・確認を受けて地域型保育給付の対象となった施設により、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる保育サービスを提供します。	こども課
4	一時預かり事業（一時保育事業）	保護者の都合（就労形態、傷病、入院など）により、施設に入所していない児童が、一時的（原則として平均週3日程度）に保育を必要とする場合、保育所（園）やこども園などで保育を行います。	こども課
5	幼稚園、こども園における一時預かり事業（預かり保育事業）	就業などにより保護者からの保育時間延長のニーズに対応するため預かり保育を実施します。	こども課
6	豊かなこころと健やかなからだの育成	道徳的な判断力や道徳性の芽生えが培われるよう、指導体制の工夫改善に努めます。 給食や栽培活動体験を核とした食育の推進と望ましい食習慣の確立を図ります。	こども課
7	公立施設における社会体験及び自然体験の拡充	地域の自然や施設及び人材を活用した幼児教育を推進します。	こども課
8	職員研修の充実	教育者や保育者には、「教育」と「養護」に係る資質・専門性が求められることから、職員研修の充実を図り、能力の向上に努めます。	こども課
9	病児保育事業	病気又は病気の回復期にあるため集団保育できない児童を、保育所（園）や医療機関に併設された専用の部屋などで一時的に保育を行います。	こども課
10	小中一貫教育の推進と幼小連携の充実	幼保・小・中の学びと生活の一貫性に配慮し、「生きる力」を育む幼児教育・保育を推進するとともに、幼保小の架け橋期*における教育の充実を図ります。	学校教育課 こども課

### 施策1-2 教育・保育施設的环境整備

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
11	幼児期の教育・保育環境の整備（こども園含む）	就学前児童人口や保育需要量を見極めながら、老朽化している施設の改修や新たな施設の整備、既存施設の効率的な活用を図ります。	こども課
12	公立施設における開かれた園づくりの推進	評議員制度や自己・外部評価などを活用し、幼稚園などの施設の運営改善を図ります。	こども課

## 施策2 子育て支援の充実

### 施策2-1 相談体制の整備と情報提供の充実

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
13	母子保健教育相談事業	保健師、栄養士などの専門職が健康、栄養、発達などに関する相談に応じます。	健康づくり課
14	重層的支援体制推進事業	複合化・複雑化した福祉の困りごとを抱える世帯に対して、相談支援包括化推進員がコーディネーターとなり、関係機関が連携した体制により支援を実施します。	社会福祉課
15	こども家庭センター事業	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関としてこども家庭センターを設置し、包括的な支援とこどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。	健康づくり課 こども課
16	電話や面談による相談事業の周知	関係部署の相談機関を体系化して周知を図り、相談体制を充実します。	市民安全課 生涯学習スポーツ課 健康づくり課 学校教育課 こども課
17	子育てしやすいまちづくりについての啓発	市公式LINE、市ホームページ、広報紙、パンフレットなどで子育てに関する情報を発信し、広報、啓発活動を行います。	こども課
18	子育てガイドブックの配布	子育てガイドブックを活用し子育てに関する情報を提供します。	こども課

### 施策2-2 家庭・地域における子育て支援

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
19	子育て支援センター事業	子育て支援のための拠点を整備し、育児相談、情報提供、子育てサークル活動など支援します。	市民協働推進課 こども課
20	安心して利用できる屋内遊び場の提供	屋内遊び場を運営し、親子が安心して遊べる場所を提供します。	市民協働推進課 こども課
21	こどもにやさしい施設整備	新たに施設整備や改修を行う際に、ベビーベッドや、こどもでも利用しやすい便器・手洗い器などの整備に努めます。	こども課
22	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指し、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介し、子育てを支援します。	こども課
23	家庭教育学級の開催	幼稚園などの施設や社会教育施設で家庭教育に関する教室や講座を実施します。	生涯学習スポーツ課
24	コミュニティセンターにおける家庭教育事業の開催	各家庭の地域における交流や、家族内の交流を促進するために体験活動や親としての学びを中心とした家庭教育事業を開催します。	生涯学習スポーツ課
25	家庭教育インストラクターの育成	家庭教育インストラクターの資質向上を目的とした研修会を実施するとともに、各インストラクターが家庭教育学級や保護者会等で助言、指導を行うなど、家庭教育の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課

第4章

施策 2-3 学び・体験を通じて「生きぬく力」を育む教育の推進

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
26	小学生と乳幼児とのふれあい体験学習	小学生と乳幼児とのふれあい体験学習を行います。	健康づくり課
27	豊かなこころと健やかなからだの育成	スクールソーシャルワーカー*、スクールカウンセラー*、心の教室相談員を配置し、豊かなこころと健やかなからだの育成を図ります。 学校給食を核とした食育の推進と望ましい食習慣の確立を図ります。	学校教育課
28	性教育の実施	実施を希望する小・中学校において外部講師（助産師）による思春期性教育事業を実施します。	学校教育課

施策 2-4 放課後児童対策の推進

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
29	放課後児童健全育成事業	各小学校学区に児童クラブを設置します。昼間保護者のいない児童に対し、放課後安全に過ごす場所を確保し、放課後児童支援員が育成支援します。	こども課
30	放課後子ども教室	放課後などに小学校の余裕スペースなどを活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方とともに勉強やスポーツ・文化活動などの交流活動を行います。	こども課

放課後児童対策の推進に係る事項

放課後子ども教室の実施計画

【提供体制】

単位：か所

	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
提供体制見込み	7	7	7	8	8

全ての児童の安全・安心な放課後などの居場所の確保を図るため、実施できる環境にある小学校区を調査、把握し、条件の整った小学校区より順次実施していきます。

## 施策 2-5 障がい児・医療的ケア児支援

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
31	認可保育施設における障がい児の受け入れの実施	保育所(園)、こども園への障がい児の受け入れに努めます。	こども課
32	障がい福祉サービス事業	日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、障がい児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。	社会福祉課
33	療育手帳交付事業	知的障がいのある児童などに交付される手帳です。療育手帳の交付を受けるため、18歳未満の方は県中児童相談所の判定が必要となります。	社会福祉課
34	医療的ケアを必要とする児童の支援	医療的ケア児支援コーディネーターや相談支援専門員などが連携し、医療的ケアを必要とする児童が住み慣れた地域で生活することができる環境整備に努めます。	社会福祉課
35	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れの実施	放課後児童クラブへの障がい児の受け入れに努めます。	こども課

## 施策 2-6 子育て・教育に関する経済的負担の軽減

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
36	保育所保育料給付事業	小規模保育施設、認可外保育所、事業所内保育施設に通う児童の保育料を無償化するため、保育料などを給付します。	こども課
37	こども医療費助成事業	こどもの健康を守るとともに、社会を支える働く世代の経済的負担を軽減し安心してこどもを産み育てることができる環境づくりのため、こどもに係る医療費の無償化を実施します。	こども課
38	児童手当給付事業	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に対し、児童手当を給付します。	こども課

## 施策 2-7 共働き・子育ての推進

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
39	父親の育児参加の推進	父親の育児参加を進めるため父親へ父子健康手帳を配布します。 マタニティクラスへのパートナーの参加を促し、健全な父性を育成します。	健康づくり課
40	就労支援の情報提供と普及啓発	仕事と子育ての両立のための関係法や支援制度、求人情報などの広報や啓発、情報提供に努めます。	商工課

### 施策3 妊産婦とこどもの健康管理の充実

#### 施策3-1 妊産婦とこどもの健康保持・増進

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
41	母子保健事業	妊産婦家庭訪問、妊産婦健康診査、健康教育、健康相談などを実施し妊産婦の健康保持・増進を図ります。	健康づくり課
42	地域医療体制の確保	安心してこどもを産み育てる環境を維持するため、市内公的医療機関への産婦人科医・小児科医を配置するための支援を行います。	健康づくり課
43	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、保護者の地域での孤立化防止と乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	健康づくり課
44	乳幼児健康診査事業、母子保健教育相談事業	乳幼児の健やかな成長・発達を確認し、保護者の育児不安の軽減を図ります。	健康づくり課
45	学校保健事業	翌年度に小学校へ入学する児童の健康診断（就学時健康診断）を実施するとともに、児童生徒の健康診断を実施し、安心して学校生活を送れるようにします。	学校教育課
46	予防接種の充実	予防接種法に基づき、予防接種に関する知識を普及するとともに、定期予防接種を実施し感染症を予防します。	健康づくり課
47	地域での食育の推進	料理講習会などを開催し、バランスのとれた食事の普及と食を通じた健康保持・増進に努めます。	健康づくり課
48	フッ化物歯面塗布事業やフッ化物うがいむし歯予防事業	フッ化物歯面塗布事業やフッ化物うがいむし歯予防事業を実施し、乳幼児期からの口腔の健康管理を進めます。	健康づくり課 学校教育課 こども課
49	知的発達の促進	遊びを中心とした生活の中で、自ら学び、自ら考える力の基礎が育まれるよう、指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。	こども課
50	運動習慣の定着	体力向上推進計画を作成し、体育科、保健体育科授業以外の体育的活動に対する取組を推進します。	学校教育課
51	喫煙防止教育の充実	喫煙防止教育を市内各中学校で実施します。	健康づくり課

## 施策4 こどもの人権の尊重と安全・安心を守る

### 施策4-1 こどもの人権の尊重

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
52	様々な課題を抱えるこどもの支援及び相談体制の充実	家庭児童相談室を設置し、障がいや養育困難など様々な課題を抱える家庭の支援、相談を関係機関と連携し進めます。 乳幼児期は、乳幼児健康診査事業や母子保健健康相談事業などにより、小・中学校においても、スクールカウンセラーの配置や心の教室相談員による支援など、相談体制の充実を図ります。	健康づくり課 学校教育課 こども課
53	被害にあったこどもの保護等	虐待、体罰、いじめなどの被害にあったこどもを救済、保護するため、関係機関と連携し、支援を行います。	学校教育課 こども課
54	こどもの人権に関する啓発	こどもの人権について、周知活動を推進し、人権尊重の理念の啓発を図ります。	市民協働推進課 学校教育課
55	いじめ不登校対策事業	全ての小・中学校において、児童・生徒と学級集団の状態を把握するためのQ-U心理検査を実施し、児童・生徒と学級集団の変容を把握し、学級集団育成の方針を修正しながら取組を実施します。	学校教育課

### 施策4-2 児童虐待防止・社会的養護、ヤングケアラーの支援

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
56	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭へ訪問支援員を派遣し、家事・育児のサポートなどを行います。	こども課
57	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を設置し、防止策の一層の推進を図ります。	こども課
58	児童虐待防止についての啓発及び地域との連携	児童虐待防止相談室を専門窓口として、関係機関との連携を図り早期対応、解決に努めます。	こども課
59	養育支援訪問事業	養育が困難な家庭に対し、安定した児童の養育が可能となることを目的に訪問を行います。	健康づくり課

施策 4-3 こどもを事故や犯罪などの危険から守る

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
60	防犯灯の整備	防犯灯を整備します。	市民安全課
61	公立施設における防犯訓練等の実施	不審者や災害に備えて緊急通報システムなどを活用した防犯訓練を実施します。	こども課
62	交通安全教室の開催	こどもの交通安全の確保のため交通安全教室を開催します。 ※交通安全教室（幼児・児童・生徒）は、幼稚園、小、中学校などからの要請を受け、市交通教育専門員（市民安全課所管）などが講師を務めて開催します。	市民安全課 学校教育課 こども課
63	防犯、安全に関する情報のネットワーク化及び不審者情報の配信	市ホームページ及びメール一斉配信などによる保護者などへの情報提供並びに一斉配信システムへの登録拡大に努めます。	学校教育課
64	安全・安心マップの作成	安全・安心マップを作成します。	学校教育課
65	こどもを対象とした防犯教育の実施	こどもを犯罪などの被害から守るため防犯教育を行います。	学校教育課
66	こどもを取り巻く有害環境対策の推進	少年センターの活動の一環として、有害環境及び危険箇所の発見、除去に努めます。	生涯学習スポーツ課
67	防犯ブザー給付事業	防犯ブザーを新入学児童に給付し、被害防止に役立てるとともに安全に対する意識の高揚を図ります。	学校教育課



交通安全鼓笛パレード

## 施策5 こどもの貧困対策

### 施策5-1 こどもの学校生活と学習の支援

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
68	学校評議員制度の推進	学校評議員制度の活用により、地域、家庭及び学校の連携、協力を図ります。	学校教育課
69	心の教室相談員支援事業	悩みを話せる環境を準備し、こどもの心に寄り添った相談や支援を行います。 学級担任と連携し、不適応や問題行動などの未然防止、早期解決に努めます。	学校教育課
70	確かな学力の向上	授業改善を重視した研修会や講座を設け、継続して指導・支援する機会を充実するなど、教職員の指導力向上を図ります。	学校教育課
71	学力向上推進事業	4月に学力調査を実施し、9月までに結果をフィードバックします。 校長会議、各種研修会において学力調査の結果を踏まえて効果的な学力向上対策について協議します。 学校指導訪問、指導主事の派遣、教科教育研修講座の実施により、個々の教員の指導力向上を図ります。	学校教育課
72	学校適応指導事業	指導員及び担当指導主事が、本人の希望を尊重しながら、学校及び保護者と連携し、学習の遅れを取り戻す支援・指導を行います。 また、学習活動だけでなく、小集団でのレクリエーションやスポーツ活動、体験活動を通して、社会性や自立意識の醸成、集団生活への適応意欲の回復を図ります。	学校教育課
73	生活困窮世帯のこどもの学習・生活支援委託事業	生活保護世帯及び生活困窮者自立相談支援事業を利用している世帯の小学生から高校生までの児童・生徒及びその保護者に対し、次のような支援を行います。 ・高校受験のための進学支援や学習の習慣づけ、学び直しの機会の提供 ・保護者に対してのこどもの養育相談、進路相談、進学に必要な奨学金などの情報提供 ・高校と連携を図り成績状況を把握するなど、卒業に向けた支援の実施 ・高校未入学者、高校中退者への進学、就職相談支援 ・生活習慣、家庭内の生活環境の改善に向けた支援の実施	社会福祉課

第4章

施策 5-2 生活困難家庭やそのこどもへの支援

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
74	生活困窮者自立支援事業	市社会福祉協議会に福祉まるごと相談窓口を設置し、生活困窮者の抱えている課題に対応するため、ニーズに応じたプランを立て支援調整会議を開催し、関係機関と連携しながら自立に向けて包括的に支援を行います。	社会福祉課
75	生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者が家計の管理能力を高めることで生活が再生できるよう、専門的な助言・指導による家計管理や滞納の解消、各種給付制度の利用、債務整理に向けた支援を実施します。	社会福祉課
76	生活保護受給者就労支援事業	就労に向けた準備が整っている生活保護受給者に対し就労支援を行います。	社会福祉課
77	生活保護事業	生活に困窮する世帯からの相談を受け、申請に基づき関係機関などへ調査を行い、生活保護の必要性を判断します。また、生活保護を適用した世帯に対しては、家庭訪問などにより生活上の課題を把握し、その解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
78	奨学資金給与事業	能力があるにも関わらず、就学が困難と認められる大学などの在学者に対して、奨学金を給付します。	教育総務課
79	小学校要保護・準要保護児童就学援助事業	学用品、通学用品、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、児童会費、PTA費、修学旅行費、新入学学用品費を支給します。	学校教育課
80	中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業	学用品、通学用品、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA費、修学旅行費、新入学学用品費を支給します。	学校教育課

施策 5-3 ひとり親家庭への支援

番号	事業名・関連取組	事業内容	担当課
81	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために手当を支給します。	こども課
82	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の父又は母を対象とした県の貸付制度です。	こども課
83	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。	こども課
84	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の父又は母が適職に就くために必要な技能や資格を取得するための教育訓練講座を受講した場合に、受講終了後にその費用の一部を助成します。	こども課
85	高等職業訓練促進給付等事業	ひとり親家庭の父又は母が就職に有利な資格を取得するために養成機関で6ヶ月以上修業する場合に、費用の一部を助成します。	こども課

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 教育・保育提供区域の設定について

教育・保育提供区域とは、この計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域です。

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（ニーズ量）を算出するとともに、提供体制（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

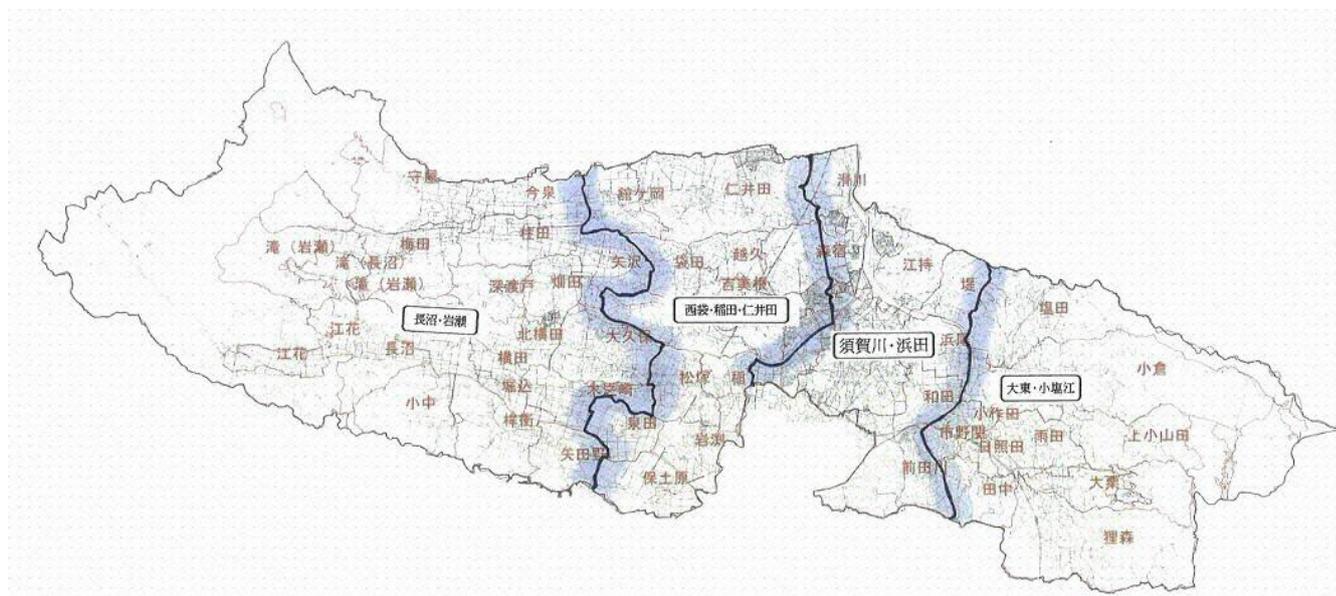
#### (2) 本市の教育・保育提供区域について

須賀川市全体を一つの区域として設定します。

##### 【理由】

子育て支援サービスを受ける場合、自宅に近いという理由のほか、共働き家庭の増加や自動車による移動の状況などもあり、保護者の職場近くの施設の利用を希望する傾向も見受けられます。

このため、第2期計画までは4区域に区分していましたが、第3期計画は一つの区域として設定します。



## 2 サービス区分の概要

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分され、その内容は下記のとおりです。

### 子ども・子育て支援法に定められるサービス

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
(1) 施設型給付 幼稚園、認可保育所、認定こども園のうち市の確認を受けた施設に対する給付	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業など、20の事業に対する給付（P. 62参照）
(2) 地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のうち市の認可・確認を受けた施設に対する給付	
(3) 児童手当	
(4) 子育てのための施設等利用給付	

### (1) 施設型給付

市の確認を受けた幼稚園、認可保育所、認定こども園に対して支給する財政支援を指します。

#### 施設区分

施設区分	内容	児童年齢	認定区分	利用できる保護者
幼稚園	小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、就学前の教育を提供する施設	3～5歳	1号	制限無し
認可保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を提供する施設	0～5歳	2号 3号	家庭での保育が困難な保護者
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、教育・保育を提供する施設	0～5歳	1号 2号 3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労状況に関わりなく全てのこどもが教育・保育を一緒に受けます。</li> <li>・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能です。</li> </ul> (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

**(2) 地域型保育給付**

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育に対して支給する財政支援を指します。

**施設区分**

事業名	児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	少人数（6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもとで、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います（保育ママなど）。
居宅訪問型保育	0～2歳	個別のケアが必要な場合（障がい・疾患など）や、保育などの施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います（ベビーシッター）。
事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。

**(3) 児童手当**

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給される手当です。

**(4) 子育てのための施設等利用給付**

3～5歳の認可外保育施設や預かり保育などを利用する児童の保護者に対して支給する財政支援を指します。

※0～2歳の児童については、非課税世帯のみ対象となります。

### 3 教育・保育ニーズ量の見込み及び提供体制

教育・保育ニーズ量の見込みに対しては、引き続き、既存の保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園で必要な入所枠を確保していきます。

国勢調査によると25～39歳既婚女性の就業率が、2010(H22)年から2020(R2)年までの10年で、およそ15%増加していることもあり、入所児童数は、1号認定については大きく減少し、2号、3号認定についてはしばらく高いニーズ量（人数）で推移していくものの、出生数が年々減少していくと推計されるため、2号認定についても徐々に減少していくものと考えられます。

このため、近年、利用者の受け入れに関しては、保育士不足などにより、全ての保育ニーズ量を満たすことは難しい状況が続いていますが、受け入れの実績や国が示す手順に基づく調査なども行いながら、現状を踏まえた内容で見込みなどを設定しました。

幼児教育・保育の無償化\*は、各家庭における子育て環境に大きな影響を与えていると思われませんが、今後の施設整備に当たっては、ニーズ量の推移を見極めながら、既存施設の活用による認定こども園への移行や増改築、また認可外保育施設の認可化の推進などを検討し、入所枠を確保していきます。

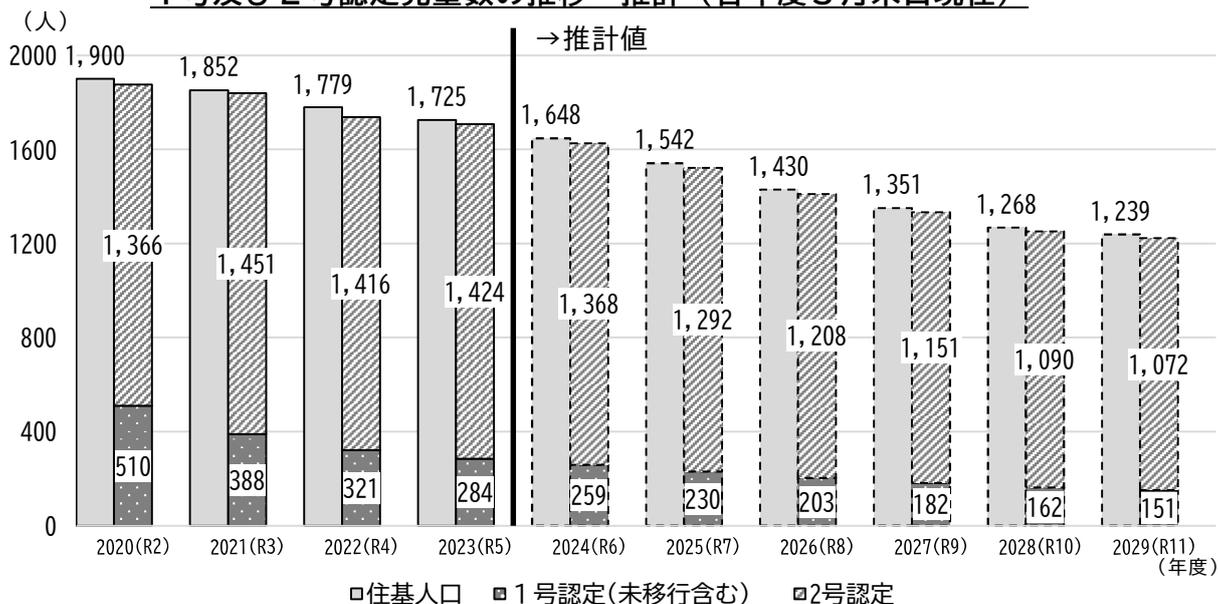
#### (1) 1号及び2号認定（3～5歳）について

【ニーズ量の見込みと提供体制】

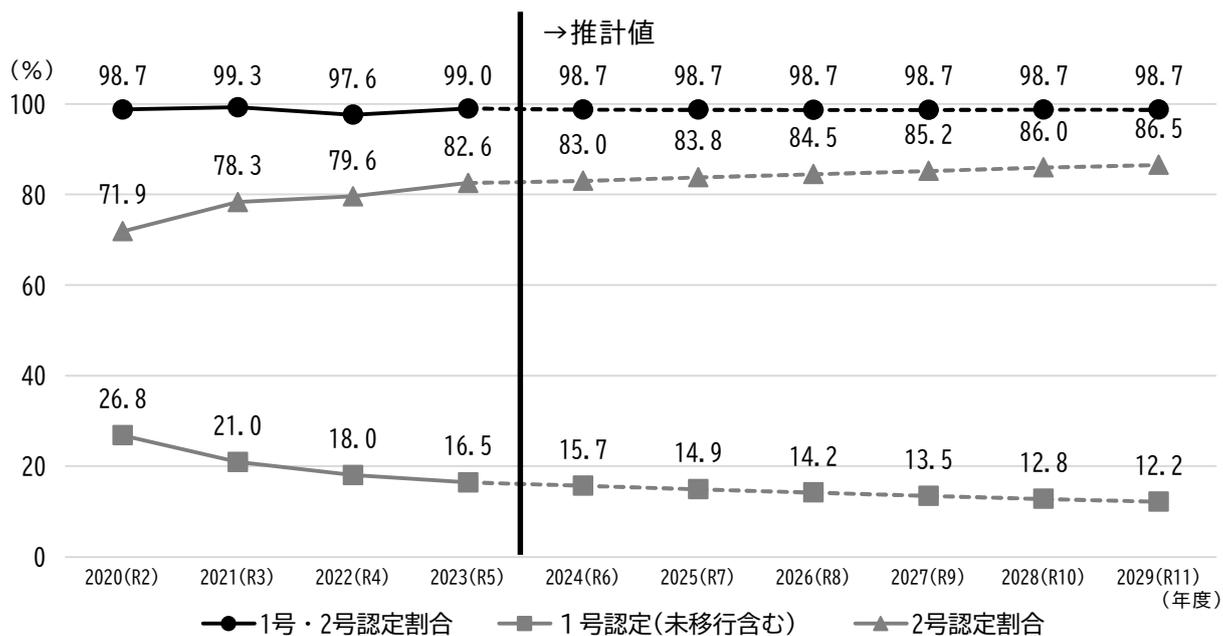
単位：人

全体	認定区分	事業区分	実施年度					
			2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
教育・保育 ニーズ量の 見込み (実数)	①	1号	教育標準時間認定	230	203	182	162	151
	②	2号	保育認定で教育希望が強い方	170	150	135	120	112
	③		その他	1,122	1,058	1,016	970	960
	④	計（①+②+③）		1,522	1,411	1,333	1,252	1,223
提供体制 (確保方策)	⑤	1号	幼稚園等	304	304	304	304	304
	⑥		確認を受けない幼稚園	240	240	240	240	240
	⑦		うち幼稚園預かり保育 (長時間・通年)	170	150	135	120	112
	⑧	2号	保育所等	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235
	⑨		幼稚園預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
	⑩	認可外保育施設等	330	330	330	330	330	
	⑪	計（⑤+⑥+⑧+⑨+⑩）		2,109	2,109	2,109	2,109	2,109
比較（提供体制⑪-見込み④）			587	698	776	857	886	

1号及び2号認定児童数の推移・推計（各年度3月末日現在）



1号及び2号認定割合の推移・推計（各年度3月末日現在）



参考 3～5歳人口の推移・推計（各年度3月末日現在）

単位：人

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
3歳	593	581	596	543	500	492	431	421	410	402
4歳	671	591	589	600	545	502	494	433	423	412
5歳	636	680	594	582	603	548	505	497	435	425
計	1,900	1,852	1,779	1,725	1,648	1,542	1,430	1,351	1,268	1,239

資料：住民基本台帳（推移のみ）

(2) 3号認定について

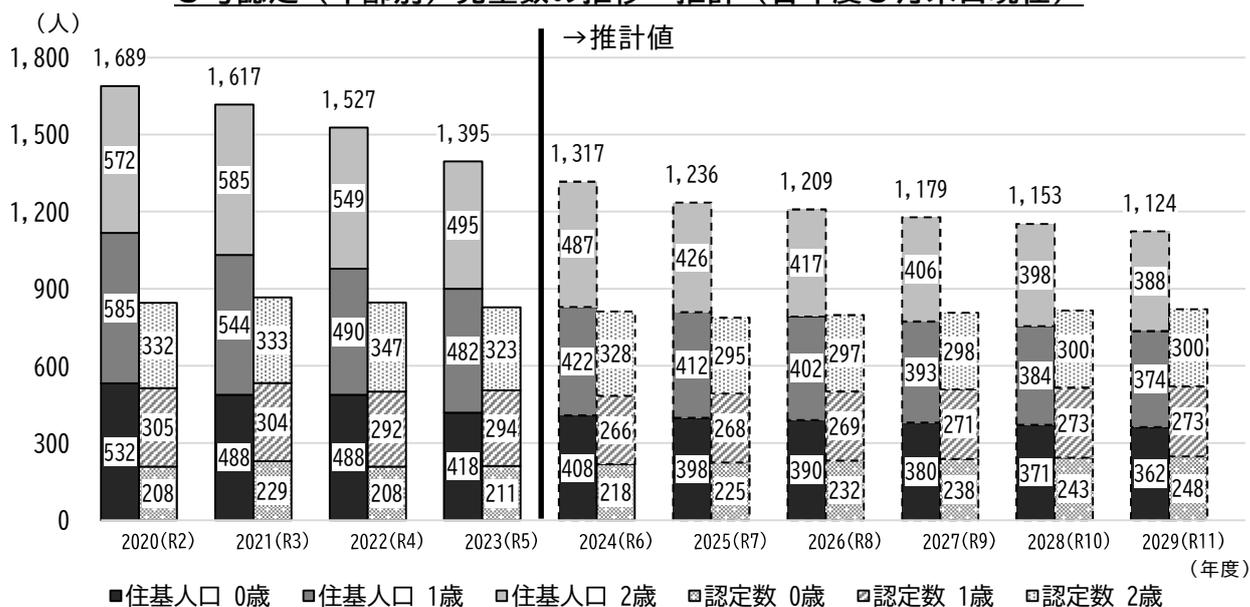
【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人

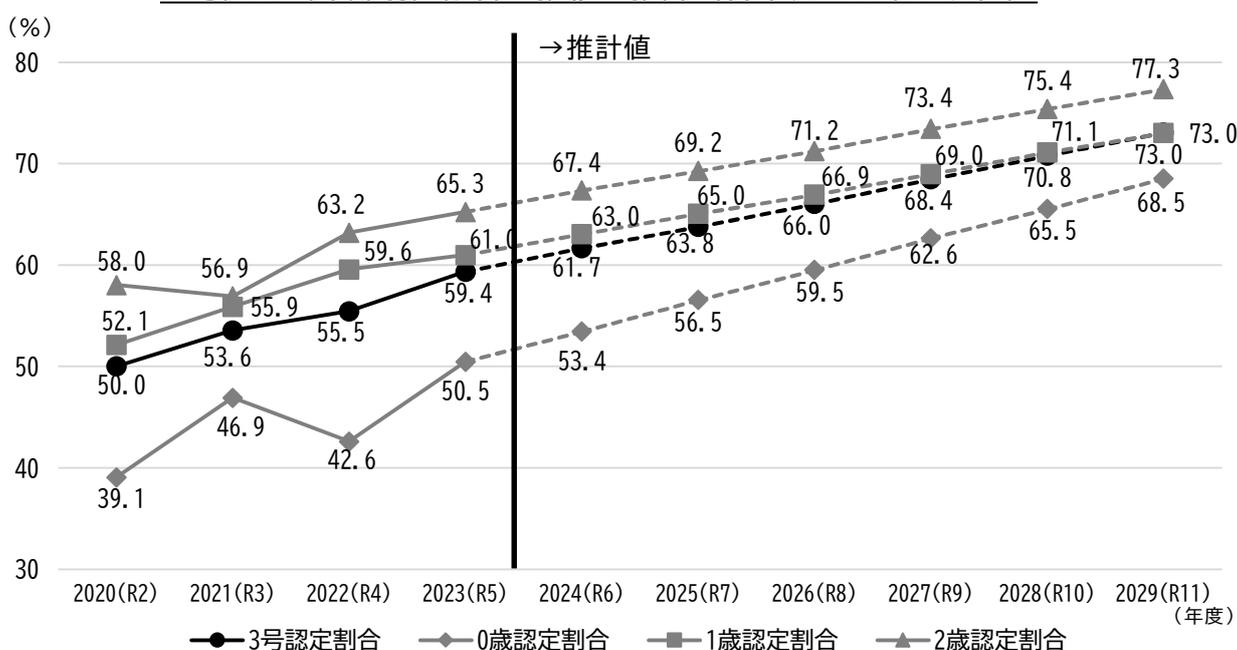
全体	年齢区分	事業区分	実施年度					
			2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
教育・保育 ニーズ量の 見込み (実数)	①	0歳	保育認定	225	232	238	243	248
	②	1・2歳	保育認定	563	566	569	573	573
	③	計(①+②)		788	798	807	816	821
提供体制 (確保方策)	④	0歳	特定教育・保育施設*	169	169	169	169	169
	⑤		特定地域型保育施設*	27	27	27	27	27
	⑥		認可外保育施設等	65	65	65	65	65
	⑦	1・2歳	特定教育・保育施設*	579	579	579	579	579
	⑧		特定地域型保育施設*	101	101	101	101	101
	⑨		認可外保育施設等	140	140	140	140	140
	⑩	計(④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)		1,081	1,081	1,081	1,081	1,081
比較(提供体制⑩-見込み③)			293	283	274	265	260	



### 3号認定（年齢別）児童数の推移・推計（各年度3月末日現在）



### 3号認定（年齢別）割合の推移・推計（各年度3月末日現在）



### 参考 0～2歳人口の推移・推計（各年度3月末日現在）

単位：人

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
0歳	532	488	488	418	408	398	390	380	371	362
1歳	585	544	490	482	422	412	402	393	384	374
2歳	572	585	549	495	487	426	417	406	398	388
計	1,689	1,617	1,527	1,395	1,317	1,236	1,209	1,179	1,153	1,124

資料：住民基本台帳（推移のみ）

## 4 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び提供体制

本市が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業は以下の20事業です。

事業名		掲載ページ
(1)	利用者支援事業（こども家庭センター）	63
(2)	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	64
(3)	妊婦一般健康診査事業	64
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	65
(5)	養育支援訪問事業	65
(6)	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	66
(7)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	66
(8)	一時預かり事業	67
(9)	延長保育事業（時間外保育事業）	68
(10)	病児保育事業	68
(11)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	69
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	70
(13)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	70
(14)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	70
(15)	子育て世帯訪問支援事業	71
(16)	児童育成支援拠点事業	71
(17)	親子関係形成支援事業	71
(18)	妊婦等包括相談支援事業	71
(19)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	72
(20)	産後ケア事業	72

※(15)～(20)の事業は、第3期計画から新規で掲載された事業です。

単位について

・人日（にんにち）

年度内に事業を利用した延べ「人数」と「日数」のこと。1人が1回利用すると「1人日」となり、1人が毎月1回ずつ4月から翌年3月にかけて利用すると「12人日」となります。

・人回（にんかい）

年度内に事業を利用した延べ「人数」と「回数」のこと。1人が1日に2回利用すると「2人回」となります。

## (1) 利用者支援事業（こども家庭センター）

子育て家庭などが、地域の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言などの支援をする事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：か所

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（基本型）	1	1	1	1	1
実績（基本型）	1	1	1	1	1

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：か所

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
基本型	ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制（確保方策）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制（確保方策）	1	1	1	1	1
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

**基本型**

地域子育て支援拠点事業と一体的に実施することで、子育て家庭支援の機能強化を推進することが期待されており、実施は研修や経験を積んだ「専門員」が行います。

事業の特徴として、「利用者支援」「地域連携」の2つの機能を同時に果たす役割が求められています。

**こども家庭センター型**

改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和することを目的に、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相談する場や交流する場を提供する事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人日

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（延べ数）	48,000	47,000	45,000	44,000	43,000
実績（延べ数）	17,611	16,803	19,633	20,867	18,003

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人日

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）		19,200	19,200	19,200	18,800	18,200
提供体制 （確保方策）	利用者	19,200	19,200	19,200	18,800	18,200
	施設	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

(3) 妊婦一般健康診査事業

妊婦本人の健康状態や赤ちゃんの育ち具合を確認するために、定期的に妊婦健康診査を実施し、妊娠の経過を確認するとともに異常の早期発見・治療につなげる事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人回

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（延べ数）	8,432	8,128	7,920	7,744	7,488
実績（延べ数）	6,379	5,612	4,771	4,754	3,432

資料：健康づくり課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人回

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）		5,850	5,700	5,550	5,450	5,300
提供体制 （確保方策）	利用者	5,850	5,700	5,550	5,450	5,300
	実施体制	53か所	53か所	53か所	53か所	53か所
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、保護者の地域での孤立化防止と乳児の健全な育成環境を確保する事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（実数）	527	508	495	484	468
実績（実数）	457	405	406	423	290

資料：健康づくり課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（実数）		388	380	370	361	353
提供体制 （確保方策）	利用者	388	380	370	361	353
	実施体制	19	19	19	19	19
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師などが訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行い、適切な児童の養育が可能となるよう支援する事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人回

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（延べ数）	240	239	239	238	238
実績（延べ数）	96	93	70	106	139

資料：健康づくり課・こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人回

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）		71	71	71	71	71
提供体制 （確保方策）	利用者	71	71	71	71	71
	実施体制	19人	19人	19人	19人	19人
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

【確保策の内容】

第1期計画の初年度以降、利用実績もありませんでしたが、緊急時の対応について、児童相談所との連携なども含め、実施方法を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指し、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介するなど、相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：か所

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人日

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
提供体制 （確保方策）	未就学児	300	300	300	300	300
	小学生	900	900	900	900	900
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

保護者の急な疾病や用事などにより、家庭において保育をすることが一時的に困難となった場合に実施しています。各保育施設に通っていない子どもを対象に認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点などで一時的に保育を行う事業です。

一時預かり事業のうち、教育標準時間を利用する園児を対象とした一時預かり事業は幼稚園と認定こども園（教育部門）で実施する事業です。

## ●教育標準時間を利用する園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育事業）

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人日

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（延べ数）	43,363	42,331	40,981	40,730	40,088
実績（延べ数）	21,772	21,863	19,254	8,603	2,732

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人日

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）		3,000	2,500	2,100	1,800	1,500
提供体制 （確保方策）	利用者	3,000	2,500	2,100	1,800	1,500
	実施体制	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

## ●その他の一時預かり事業（一時保育事業）

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人日

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（延べ数）	2,086	2,046	1,975	1,939	1,895
実績（延べ数）	1,726	1,377	1,043	1,040	800

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人日

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）		770	710	640	580	530
提供体制 （確保方策）	利用者	770	710	640	580	530
	実施体制	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などに伴い、時間を延長して保育を行う事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在 単位：人

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（実数）	733	718	693	682	668
実績（実数）	922	777	810	761	648

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】 単位：人

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（実数）		640	580	520	470	440
提供体制 （確保方策）	利用者	640	580	520	470	440
	実施体制	27か所	27か所	27か所	27か所	27か所
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

病気又は病気の回復期にあるため集団保育できない児童を、保育所（園）や医療機関に併設された専用の部屋などで一時的に保育を行う事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在 単位：人日

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（延べ数）	300	300	300	300	300
実績（延べ数）	262	399	311	706	535
うち病児対応型	-	15	10	20	7
うち病後児対応型	0	10	2	10	7
うち体調不良児対応型	262	374	299	676	521

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】 単位：人日

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）		2,430	2,430	2,430	2,430	2,430
提供体制 （確保方策）	病児 対応型	20	20	20	20	20
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	病後児 対応型	10	10	10	10	10
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	体調不良児 対応型	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労などにより、保護者が昼間いない家庭の小学生児童に対し、小学校の余裕教室などを利用して、放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（低学年・実数）	1,068	1,081	1,111	1,092	1,065
見込み量（高学年・実数）	880	842	817	805	814
実績（低学年・実数）	1,163	1,154	1,197	1,160	1,103
実績（高学年・実数）	384	433	438	491	460

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み (実数)	1 学年	410	380	360	360	330
	2 学年	390	410	380	360	360
	3 学年	350	360	380	360	340
	低学年 計	1,150	1,150	1,120	1,080	1,030
	4 学年	280	270	290	300	290
	5 学年	170	190	190	210	220
	6 学年	110	100	110	120	140
	高学年 計	560	560	590	630	650
ニーズ量の見込み(合計)		1,710	1,710	1,710	1,710	1,680
提供体制（確保方策）		1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
		20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所
過不足（提供体制-見込み）		10	10	10	10	40

## ①連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

【提供体制】

単位：か所

	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
提供体制見込み	1	1	1	2	2

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携を強化し、事業の枠を超えてこども達が多様な体験や学びの機会を創出するため、連携型の実施を検討していきます。

## ②校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

【提供体制】

単位：か所

	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
提供体制見込み	1	1	1	2	2

同一小学校内における放課後児童クラブ及び放課後子ども教室による校内交流型の拡充を推進していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具などの教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

なお、その他（教材費・行事費など）については、ニーズ量を調査しながら、実施を検討します。

【第2期計画期間実績】 ※2024(R6)年度は1月末日現在

単位：人

	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
見込み量（実数）	-	-	-	-	-
実績（実数）	84	75	64	58	64

資料：こども課

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み （延べ数）	副食費	62	57	54	51	50
	その他	-	-	-	-	-
提供体制 （確保方策）	副食費	62	57	54	51	50
	その他	-	-	-	-	-
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワークを強化するため、要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携を図る事業です。

【確保策の内容】

要保護児童などの支援に資する事業として、要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組めます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進する事業です。

【確保策の内容】

事業内容と合わせて実施を検討します。

**(15) 子育て世帯訪問支援事業**

訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

**【ニーズ量の見込みと提供体制】**

単位：人日

	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）	180	205	230	255	280
提供体制（確保方策）	180	205	230	255	280
過不足（提供体制-見込み）	0	0	0	0	0

**(16) 児童育成支援拠点事業**

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供などの支援を行う事業です。

**【確保策の内容】**

事業内容と合わせて実施を検討します。

**(17) 親子関係形成支援事業**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、情報の提供、相談及び助言の実施、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

**【確保策の内容】**

事業内容と合わせて実施を検討します。

**(18) 妊婦等包括相談支援事業**

妊婦やその配偶者などに対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

**【ニーズ量の見込みと提供体制】**

単位：回

	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）	840	814	790	766	742
提供体制（確保方策）	840	814	790	766	742
過不足（提供体制-見込み）	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

普段、保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保護者の就労状況に関係なく、保育所などにこどもを預ける事業です。

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人（1日当たり）

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
0歳	ニーズ量の見込み(延べ数)	-	8	7	6	6
	提供体制(確保方策)	-	8	7	6	6
1歳	ニーズ量の見込み(延べ数)	-	7	6	6	5
	提供体制(確保方策)	-	7	6	6	5
2歳	ニーズ量の見込み(延べ数)	-	5	4	4	4
	提供体制(確保方策)	-	5	4	4	4
過不足（提供体制-見込み）		-	0	0	0	0

※本事業のニーズ量（提供体制）は必要定員数を記載しています。

(20) 産後ケア事業

退院直後の産婦のうち、心身の回復や育児に不安があり、サポートを必要とする産婦に対し、心身のケアや育児相談などを実施し、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

【ニーズ量の見込みと提供体制】

単位：人日

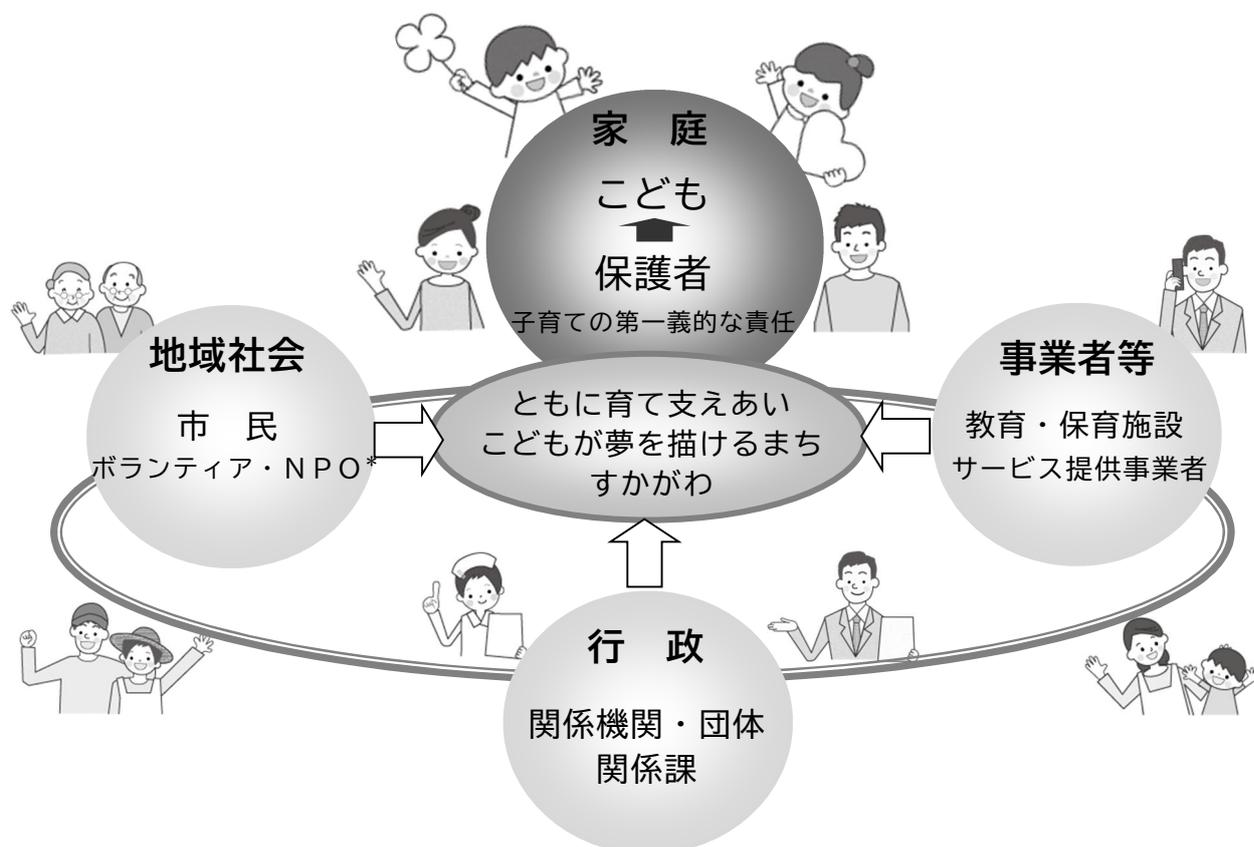
		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ニーズ量の見込み（延べ数）		55	62	68	75	82
提供体制（確保方策）		55	62	68	75	82
過不足（提供体制-見込み）		0	0	0	0	0

## 第6章 計画の進行管理

### 1 計画の推進体制

この計画の推進に当たっては、関係機関・団体及び関係課と連携して横断的な施策の推進を図るとともに、須賀川市子ども・子育て会議へ進捗状況などを報告し、ご意見をいただきながら進めます。

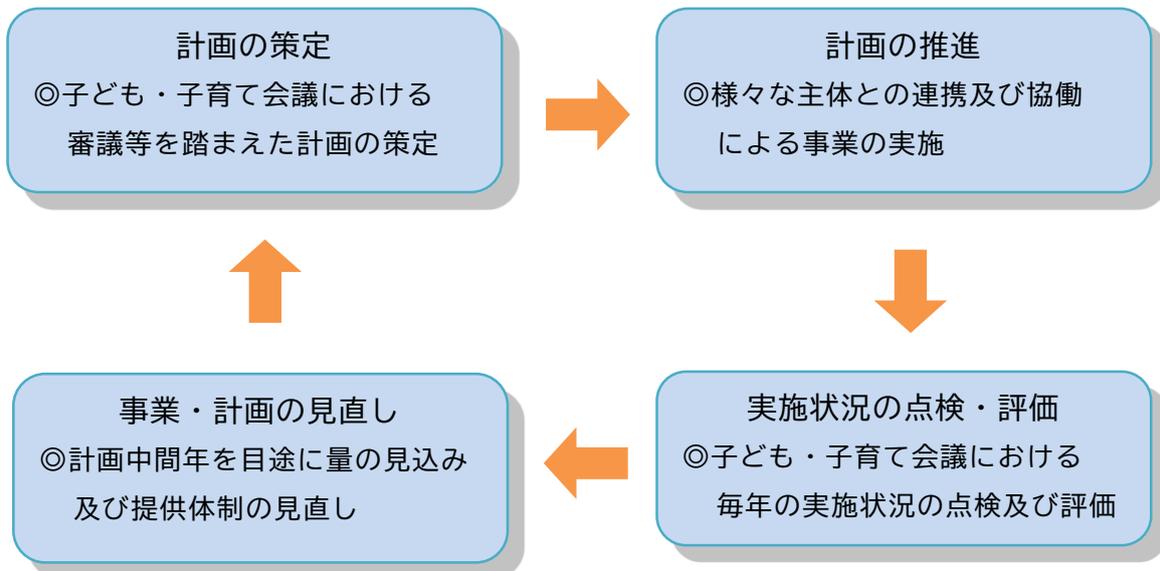
また、市内の幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの子ども・子育て支援を行う事業者、学校、企業、市民が、連携・協働して子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報及び啓発に努めます。



## 2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価することが重要であると考えます。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、定期的に点検・評価を行い、施策の改善と着実な推進につなげていきます。



## 3 関係機関等との連携

庁内の関係課との連携に限らず、県及び関係機関との連携を強化し、様々な課題の解決に向けて取り組むとともに、地域や教育・保育施設事業者との協働により事業を推進します。

## 資料編

## 1 計画の策定経過

年月日	実施事項	内容
2024(R6)年 7月1日～ 8月6日	こどもと子育て家庭の 生活実態調査実施	小学6年生児童及び中学3年生生徒並びにそれぞれの保護者を対象に生活の実態を調査
7月19日～ 8月6日	子ども・子育て支援に関 するニーズ調査実施	未就学児の保護者及び小学1～5年生児童の保護者を対象に、幼児教育・保育に関するニーズを調査
10月30日	第1回須賀川市子ども・ 子育て会議	【協議内容】 ① 第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画に係る事業の実施状況について ② 第3期須賀川市子ども・子育て支援事業計画の策定について
12月23日	第2回須賀川市子ども・ 子育て会議	【協議内容】 第3期須賀川市子ども・子育て支援事業計画の素案について
2025(R7)年 2月6日	第3回須賀川市子ども・ 子育て会議	【協議内容】 第3期須賀川市子ども・子育て支援事業計画の素案について
2月17日～ 3月10日	パブリックコメント	第3期須賀川市子ども・子育て支援事業計画の素案に対する意見を募集

## 2 須賀川市子ども・子育て会議

### (1) 須賀川市子ども・子育て会議条例

#### (設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、須賀川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事項)

**第2条** 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

#### (組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 民生児童委員
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

**第4条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

**第5条** 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

**第6条** 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

#### (委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月25日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月14日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 須賀川市子ども・子育て会議委員名簿

【敬称略】

区分	役職	氏名	備考
公募による市民		安達 雅也	
公募による市民		松下 あすか	
公募による市民		阿部 こずえ	
子どもの保護者	天泉こども園PTA会長	有我 辰徳	
子どもの保護者	白方こども園保護者会長	安藤 佳南子	
子どもの保護者	第二保育所保護者会副会長	鈴木 健也	
子ども・子育て支援関係事業者	須賀川地区保育研究会会長	穂積 秀	
子ども・子育て支援関係事業者	私立幼稚園協会会長	杉原 完	
子ども・子育て支援関係事業者	小規模保育所代表	有松 有子	
子ども・子育て支援関係事業者	岩瀬地区小学校長会会長	熊田 順一郎	
子ども・子育て支援関係事業者	須賀川支援学校長	大橋 隆史	
民生児童委員	須賀川市民生児童委員協議会会長	時田 昭彦	副会長
学識経験者	児童相談員	白石 修子	
学識経験者	須賀川市社会福祉協議会会長	石井 正廣	会長

計14名

### 3 ヤングケアラー啓発リーフレット

2024(R6)年 9月 5日 作成

市内の小・中学校、義務教育学校に通う小学4年生～中学3年生  
(義務教育学校4年生～9年生) 全員に配布

#### 心あたりはありませんか？

**家族のお世話などのために…**

- 遅刻や欠席が多くなったり、勉強の時間がなくなっていないですか。
- 友だちとの遊ぶ時間や、コミュニケーションをとる時間が少なくなっていますか。
- 自分にできることを狭め、将来への夢をあきらめていませんか。

#### 身近な大人に相談してみましょう

家族を支えている「あなた」の行動は、とても素晴らしいことです。しかし、あなたにとって、**勉強することや友達と遊ぶことも大切なこと**です。一人で頑張らないで、誰かを頼ったっていいのです。悩みや不安な気持ちを抱えていたら、先生や周りの大人、友達に相談してみましょう。

#### 友達から相談を受けた時は…？

悩みや不安な気持ちを誰かに話すことは、とても勇気があることです。友達から相談を受けた時は、まずは、じっくり話を聞き、友達の思いを受け止めます。心配な時には、友達の気持ちも確認しながら、身近な大人へ相談することをすすめましょう。

#### ヤングケアラーの相談窓口

「自分はヤングケアラーかもしれない」、「ヤングケアラーの友達がいる」といった、ヤングケアラーについての相談は、下の窓口まで相談ください。自分で電話するのが難しいときは、先生など身近な大人を頼りましょう。

◆ 須賀川市こども家庭センター内  
こども課家庭児童相談室

☎ **0248-88-8115**

#### いろんな相談窓口

相談機関・窓口	内 容	電話番号
ふくしま24時間子どもSOS	24時間いつでも電話対応可。電話利用金無料。	0120-916-024
須賀川市教育委員会 学校教育課	学校生活全般の相談	0248-88-9168 (平日9:00～17:15)
須賀川市 社会福祉協議会 福祉まるごと相談窓口	生活困窮等、幅広い分野で支援。関係機関と連携可。	0248-88-2111 (平日9:00～17:15)

相談先がわからないときは、024-521-8665(平日9:00～17:00)に電話してください。ヤングケアラーコーディネーターが相談内容に応じた相談先等について案内します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ミックス 産地不明な木材が混入する可能性があります。FSC® C019705

VEGETABLE 100% 国産野菜100%使用。環境にやさしい野菜です。

リサイクル通信 A 2の環境にやさしい紙です。環境にやさしい紙です。

「こどもも」らしい生活ができていますか？

知ってほしい、「ヤングケアラー」のこと。

「ヤングケアラー」とは、大人がする家事や家族のお世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。家族のこと、自分のこと、相談してみませんか？

須賀川市こども家庭センター

## ? ヤングケアラーとは

大人がするような家事や家族の世話などを日常的にしている、18歳未満のこどものことです。

ヤングケアラーは、家族のためにこんなケアをしています。

病気や障がいがある家族の代わりに、家事をしている

家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている

病気や障がいのあるきょうだいの世話や見守りをしている

目が離せない家族を見守ったり声をかけたりしている

日本語が話せない家族や障がいのある家族のために通訳している

病気や障がいのある家族の身の回りの世話をしている

心が不安定な家族の話を聞いている

がん・難病など慢性的な病気の家族の看病をしている

家計のために働いて病気や障がいのある家族を助けている

病気や障がいのある家族の入浴やトイレの介助をしている

! ヤングケアラーはこんなことに困っています

家事や家族の世話をすることは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、学校生活や友達との関係に影響が出ることもあります。

学校のこと

- 遅刻や欠席が多い
- 宿題ができない
- 部活動に参加できない
- 成績が下がる など

家事や家族の世話をするために、勉強や宿題をする時間がとれないため、友達の話題についていけないことがあります。

友達のこと

- 友達と一緒に遊べない
- 友達の話題についていけない
- 孤立している など

遊んだりテレビを見たりする時間がとれないため、友達の話題についていけないことがあります。

## 4 用語の説明（50音順）

### あ行

#### 【医療的ケア】

日常生活で必要とされる呼吸・栄養摂取・排泄などを、長期的・継続的に必要とする医療行為のこと。喀痰吸引やインスリン注射などがある。

#### 【<sup>エヌビーオー</sup>NPO】

NPOは、Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野において自主的・自発的な社会活動を行う。

### か行

#### 【学校評議員制度】

公立学校の運営に保護者や地域住民などの意向を幅広く取り入れるための制度。学校評議員は、その学校の職員以外で教育に関する理解と識見のある者のうちから選出し、学校長の推薦により、教育委員会など学校の設置者が委嘱する。

#### 【企業主導型保育園】

企業が設置する保育施設のこと。保育の対象は企業で働く従業員のこどもと、地域住民のこどもを受け入れることが可能。

#### 【合計特殊出生率】

対象とする年次について、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計して得られる出生力の指標のこと。この数値が2.08（人口置換水準）を割った状態が続くと、いずれ人口が減少するといわれている。この人口置換水準は、15～49歳女性の人口の死亡率と出生児の男女比により変化する。

#### 【子ども・子育て関連3法】

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（いわゆる「認定こども園法」の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」

## 【コーホート変化率法】

「コーホート」とは、年齢区分ごとの人口集団を意味し、「コーホート変化率法」とは、そのコーホートの時間的変化率を基に将来人口を推計する方法。今回の人口推計では、住民基本台帳データの2020(R2)年から2024(R6)年の1年ごとに、人口を男女別・年齢別（1歳ごと）に区分し、5年平均の変化率（人口増減率）により推計している。

## さ行

### 【児童の権利に関する条約】

世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義。）が、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重・保護の促進を目指して定められたもの。1989(H1)年11月20日に第44回国連総会において採択され、我が国は1990(H2)年9月21日にこの条約に署名し、1994(H6)年4月22日に批准した。

### 【食育】

こどもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活を目指すとともに、全ての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」すること。

### 【新制度に移行した（しない）園】

2015(H27)年3月までは、保護者が児童を幼稚園などの利用手続に行政は関与していなかった。しかし、2015(H27)年4月以降は、児童の保育の必要性の認定を行うことや利用支援・調整を行うなど、行政が関与するよう制度化された。これを「新制度」といい、この新制度を適用した園を「新制度に移行した園」、適用しない園を「新制度に移行しない園」という。

### 【スクールカウンセラー】

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、児童・生徒や保護者、教員の悩みや話を聞き、アドバイスすることを中心に行う専門家。

### 【スクールソーシャルワーカー】

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会などの機関との橋渡しを中心に行う専門家。

**た行****【特定教育・保育施設】**

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（園）のことを「教育・保育施設」という。

そのうち、市町村長が施設型給付費の対象として確認した施設のこと。施設型給付を受けず、新制度に移行しない私立幼稚園や認可外保育施設などは含まれない。

**【特定地域型保育施設】**

定員は1～19人程度で、主に0～2歳の乳幼児を保育する事業のことを「地域型保育事業」という。

そのうち、市町村長が地域型保育給付費の対象として確認した施設のこと。

**な行****【認可外保育施設】**

乳幼児の保育業務を目的とする施設で、児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設のこと。

**は行****【パブリックコメント】**

市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民に公表し、その案に対し寄せられた意見・要望などを考慮しながら計画を作成するとともに、寄せられた意見・要望などに対する市の考え方も併せて公表していく一連の手続をいう。

**【貧困率】**

世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べたときに真ん中となる人の額の半分に満たない人の割合。

貧困率には絶対的貧困率と相対的貧困率がある。絶対的貧困率は、十分な所得がないため最低限の生活必需品を購入できない人の割合のこと。相対的貧困率は、国民の所得分布の中央値の半分に満たない世帯の割合のこと。本計画では、絶対的貧困率を活用している。

**【保育の必要性の認定】**

保護者からの申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することで、児童が通える施設などが決まる仕組み。

## や行

### 【幼児教育・保育の無償化】

2019(R1)年5月、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が可決・成立し、同年10月から幼児教育・保育の無償化が開始。認可保育所や幼稚園などのほか、認可外保育施設などについても、要件を満たす方については保育料・授業料の全部又は一部無償化の対象となる。

### 【幼保小の架け橋期】

義務教育開始前後の5歳児から小学1年生までの2年間をいう。

学びや生活の基盤をつくるために幼児教育と小学校教育の接続を行うため体系的な教育を行う時期。

## ら行

### 【ライフステージ】

人生の変化の節目をそれぞれの段階（ステージ）として区切ったもの。





## 第3期 須賀川市子ども・子育て支援事業計画

発行者：須賀川市

編集：須賀川市教育委員会事務局こども課

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地

電話：0248-88-9169（直通）

FAX：0248-94-4561

URL：[https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kosodate\\_kyoiku/hoikushisetsu/kosodate\\_sonota/1017422.html](https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kosodate_kyoiku/hoikushisetsu/kosodate_sonota/1017422.html)

発行月：2025(R7)年3月

---



市公式ホームページ